

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

1. 1 環境教育・学習の推進

環境教育推進事業

1 事業の目的

県民一人ひとりが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動の取り組みを推進するため、環境教育に関する支援拠点の整備や環境学習に関する情報及び機会の場の提供を実施する。

2 背景、現状、及び課題

1. 平成16年9月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立し、環境教育の重要性等が示された。
2. 地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の様々な環境問題に関心や知識を持ち、私たち人間の活動と環境の関わりについて理解を深め、環境の保全に配慮した行動につなげていくためには、全ての基本となる環境教育を推進していくことが非常に重要である。
3. しかし、環境教育に関する相談件数、環境教育用の書籍や環境観測キット貸出数は少数にとどまり、小中高校の授業以外への環境学習アドバイザーの活用も低調である。
4. 地球温暖化対策や自然エネルギーなど、現在の環境問題を講義できる講師が不足している。
5. 最も現場に近い町村では、環境教育に十分対応できる体制がとれていない。

3 事業の内容

1. とっとり環境教育・学習アドバイザー制度の運用
 - (1) アドバイザーの活用促進と人材発掘
 - ・自主的な環境学習をサポートするアドバイザー制度を県ホームページ、教育委員会や自治会の連絡会議など様々な機会を通じて広報することにより、活用の促進を図る。
 - ・市町村並びに市町村教育委員会などの協力を得ながら、地域の環境の専門家や教師退職者など人材発掘を行う。
 - (2) アドバイザーの資質向上研修と伝達講習会の実施
 - ・県内外で実施されている環境教育に係る研修及び講習会等にアドバイザーを派遣する。
 - ・資質向上研修に派遣されたアドバイザーを講師に、他のアドバイザーを対象とした伝達講習会を開催する。
2. 環境教育窓口整備
環境学習コーナーの展示物、関連図書、環境測定キット等を整備することにより、地域のニーズを反映した普及啓発を実施する。
3. 環境教育に係る広報・PRの充実

平成20年度の実績

- 1 環境教育窓口整備
環境教育推進のための拠点として、環境教育関連の掲示板、書籍の整備、環境観測キットの貸出を行った。
- 2 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度
 - (1) アドバイザー派遣制度
地域、団体、学校等からの要請に応じ、県が登録したアドバイザーが出向いて、主に体験を重視した環境学習のサポートを行った。
登録アドバイザー数 : 42名
 - (2) アドバイザー資質向上研修

1. 1 環境教育・学習の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

環境に係る2つの研修会にアドバイザーを2名派遣し、研修内容の伝達講習会を開催して、アドバイザーの資質向上を図った。

3 学校等で使用する教材の作成

とっとり環境ネットワーク環境教育推進グループが、環境学習の実践に役立つ「とっとり版環境学習ハンドブック Vol.2 やってみよう！～だれでもできるエコプログラム～」を作成し、環境学習の実施促進を図った。

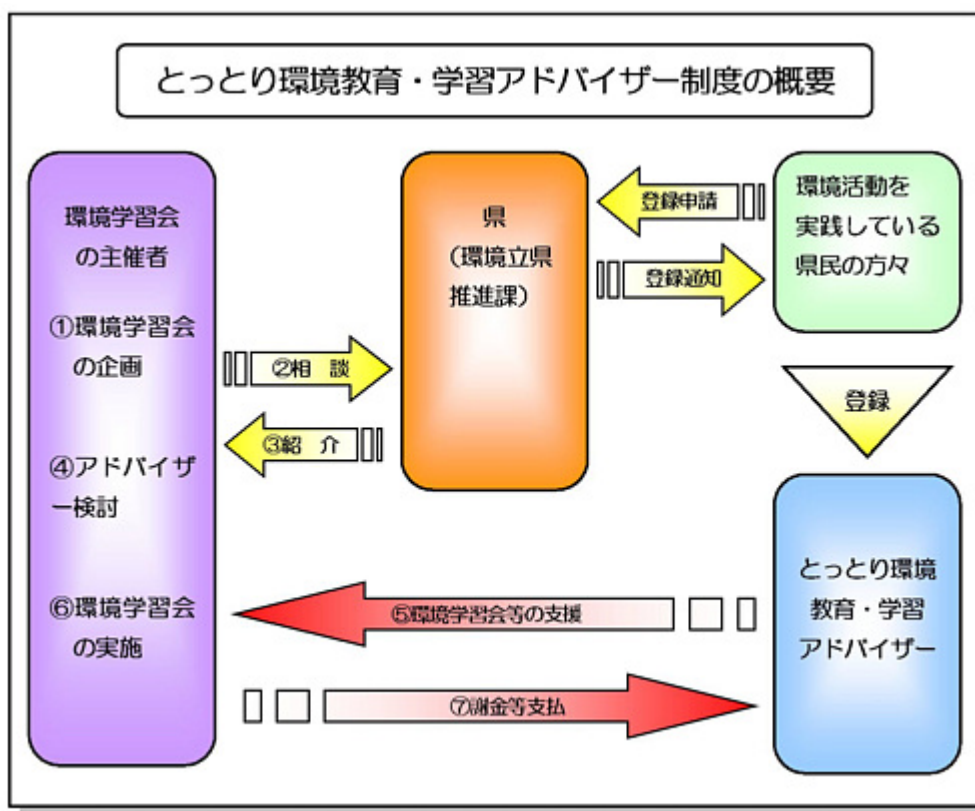
●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>



こどもエコクラブ活動支援事業

1 事業の目的

次世代を担う幼児から高校生を対象に、様々な環境学習・活動を通じて、環境を大切にできる心と行動力の育成を図る。

2 背景、現状及び課題

鳥取県では、平成18年度に創設したクラブ活動支援の補助金の効果により、こどもエコクラブの登録数およびメンバー数とも増加傾向で推移している。(平成19年度 46クラブ メンバー数 3,060名)

3 効果

1. 1 環境教育・学習の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 幼少期の環境活動経験は、大人になるまで影響を及ぼす。
2. 幼児から高校生までの環境学習・活動から、大人を巻き込んだ地域における環境保全活動の活性化につながる。

4 事業の概要

1. こどもエコクラブ入会のための広報、勧誘等、クラブの結成を支援
2. こどもエコクラブの活動に対する助成
環境学習・活動に必要な経費に対し、メンバーおよびサポーター1人当たり1,000円までの補助。
3. 活動発表会の開催
活動内容、成果等を披露する発表会を開催

平成20年度の実績

1. こどもエコクラブサポーター・コーディネーター意見交換会の開催
こどもエコクラブのサポーター、コーディネーターの交流を深め、クラブ活動の活性化を図る講演、クラブ活動の発表、意見交換を実施した。
2. こどもエコクラブへの助成
こどもエコクラブの活動の活性化を推進するため、こどもエコクラブの活動経費に対し助成を行った。
 - ・こどもエコクラブ数 88 クラブ
 - ・メンバー・サポーター数 5,401 人

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>



衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

1 事業の目的

当研究所は、環境学習の拠点として、環境に関する情報や体験の機会を積極的に提供する。

2 事業の効果

環境教育・学習の機会や場の提供により、県民への環境に関する知識の普及、環境保全意識の高揚が図れる。

3 事業の内容

1. 小・中学校等の総合学習等の支援
教育現場のニーズに応じ、来所又は出前により環境学習を支援する。
2. 住民参加型環境マップ調査
県民の参加を募って調査を行い、マップ化する。
3. 施設公開イベントの開催
施設の一日公開を行い、県民向けに研究所のPRと調査研究実績等の紹介を行う。
4. 夏休み親子環境教室の開催
夏休み期間中に親子で参加できる環境教室を開催し、環境学習の機会を設ける。
5. 環境学習用資機材の整備・貸出し
環境測定キット、環境図書ビデオ等の整備貸出しを行う。

平成 20 年度の実績

区分	実施日等	件数	参加人数	主な参加者等
施設見学	H20.4.23 外	44	1,106	倉吉市成徳地区女性部長会、 鳥取市勝谷地区公民館、 鳥取工業高校 等
環境教育・学習	H20.4.11	33	1,666	東郷小学校 等
出前講座	H20.4.23 外	27	727	湯梨浜町宇野地区公民館、 米子市住吉公民館 等
環境フェスタ 2008 (一日施設見学会)	H20.7.27	1 回	177	【内容】 ・各種体験実験コーナーの実施 ・鳥取大学と技術相談会の開催 ・リサイクル工作コーナー ・科学マジックショー 等
夏休み親子環境教室	H20.8.14 8.15 8.16	3 回	78	小学生とその家族 【内容】 ・ヨシ笛作り ・ペットボトルの生き物仕掛け ・リサイクル紙すき体験
環境マップ調査 (アサガオ観察マップ)	7月中旬～9月	—	42	小中学生等一般県民 【内容】 ・アサガオの観察 ・県内の空気の汚れ調査 ・データの取りまとめ ・調査報告書の作成

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話 0858-35-5411

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42106>

「施設見学・環境学習申込」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63472>

とっとり県民カレッジ事業

1 事業の目的

県民を生涯学習へいざなうため、そのきっかけづくりとして、総合的・体系的な学習機会や場の確保を行う。

2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」において、「自然・環境」の科目を設定。

平成 20 年度の実績

(1) 日時:平成 20 年 7 月 12 日(土)

場所 : 米子コンベンションセンター

演題 : 動物と人間が共存する地球環境“今だから動物と人間の共存が重要である”

講師 : 山根義久(東京農工大学獣医学科教授)

参加者 : 244 名



(2) 日時 : 平成 20 年 7 月 28 日(月)

場所 : 県立生涯学習センター

演題 : 鳥取の食卓から地球を考える

講師 : 岸本康子(とっとり環境ネットワーク 環境教育グループ)

参加者 : 209 名



- (3) 日時 : 平成 20 年 8 月 5 日(火)
場所 : 倉吉未来中心
演題 : 農業ってすばらしい
講師 : 浜美枝(女優)
参加者 : 241 名



●担当:鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 生涯学習振興係 電話 0857-26-7944

参考 URL

鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課の web サイトより
「とっとり県民カレッジ」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47333>

船上山少年自然の家・大山青年の家

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。
施設の老朽化が進み、定期的な維持管理・修繕が必要。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

平成 20 年度の実績

【船上山少年自然の家】

施設来所者数：27,628 人

主催事業実施状況：「船上山さくら祭り」など 10 事業を実施

<4 月桜祭り>



<キッズアドベンチャー>



<ちっちゃい探検隊>



<ウィンターキャンプ>



●担当：鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 電話 0857-26-7519

「船上山少年自然の家」平成 20 年度開催事業一覧

連絡先: 県立船上山少年自然の家(電話 0858-55-7111)

事業名	期日	対象	対象・人員	概要
船上山さくら祭り	4月27日(日)	県民一般	400名程度	万本桜咲く船上山で楽しいイベントがいっぱい! 桜に囲まれて家族や友達と楽しい1日を過ごしましょう!
ファミリーハイキング	[1]5月11日(日) [2]10月26日(日)	小・中学生の家族	80名	新緑や紅葉の船上山を、動植物などの自然解説を聞きながら、家族でのんびりハイキング!
ロッククライミング教室	[1]5月17日(土) ~18日(日) [2]9月13日(土) ~14日(日)	小学5年生 ~中学生	各15名	高くそびえる船上山の屏風岩にチャレンジ! 頼れるのは自分の腕と足だけ。今、自分の力で30mの岩壁を乗り越えよう。
ちっちゃい探検隊	[1]6月21日(土) ~22日(日) [2]11月8日(土) ~9日(日)	小学1年生 ~3年生	30名	家族の元を離れてドキドキしながらのお泊り会。野山をかけめぐり、ワクワクするお泊りで、ちっちゃい冒険にチャレンジしよう!
船上山の夏と秋を楽しむ	[1]7月19日(土) ~20日(日) [2]11月22日(土) ~23日(日)	小学4年生 ~中学生	40名 (夏と秋に 継続参加)	船上山を舞台に年2回、夏と秋の自然をダイナミックに感じる活動を満喫しませんか。2回の活動を通じて異年齢の参加者間交流も深まります。船上山の自然も人も丸ごと楽しもう!
キッズアドベンチャー	8月2日(土) ~7日(木) 事前研 7月5日(土) ~6日(日)	小学4年生 ~6年生	30名	「隠岐の島から船上山へ130km、後醍醐天皇の暑い夏!」雄大な自然の中、キャンプ生活をしながら船とロードウォークで後醍醐天皇の足跡をたどるダイナミックなアドベンチャーウォーク。自分に挑戦する絶好のチャンス!
ハートフルキャンプ	8月30日(土) ~31日(日)	小・中学生の 母子家庭	20家族	谷川探検・キャンプファイヤー・野外炊飯など母子で野外活動を満喫! 夜はアドバイザーを招いて日頃の思いをとことん語り合しましょう。
秋祭り生き生き船上山	10月19日(日)	県民一般	400名程度	船上山少年自然の家の感謝祭! ピザ焼き体験、ストラックアウト、大ビンゴ大会、クラフトなど大人から子どもまで楽しめます。
船上山 ウインターキャンプ	1月24日(土) ~25日(日)	小学5年生 ~中学生	25名	銀世界の中で、キャンプ生活をしながら、ソリや歩くスキー・スノーシューでの船上山登山など、雪山遊びのフルコース! 雪と自分がグッと近くなることまちがいなし!
船上山 ウインターフェスティバル	2月7日(土) ~8日(日)	小・中学生の家族 及び県民一般	70名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキング等、冬の船上山を満喫。みんなで雪の森や林と仲良くなろう!

参考 URL

鳥取県立船上山少年自然の家の web サイトより
 「鳥取県立船上山少年自然の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

平成 20 年度の実績

【大山青年の家】

施設来所者数 : 30,341 人

主催事業実施状況 : 「春の親子フェスティバル」など 12 事業を実施

<春の親子フェス>



<親子カヌー>



<大山わくわく>



<生涯学習>



「大山青年の家」平成 20 年度開催事業一覧

連絡先: 県立大山青年の家(電話 0859-53-8030)

事業名	期日	対象・定員	内容・目的
春の親子フェスティバル	4月27日(日) 日帰り	どなたでも定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲームがたくさんあります。休日のひとときを青年の家で楽しみましょう。
大山ファミリー登山	5月11日(日) 日帰り	小学4年生以上の家族 50人	家族で励まし合って大山山頂を目指します。新緑の大山で様々な発見がありますよ。

1. 1 環境教育・学習の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

親子エンジョイカヌー	[1]5月24日(土) [2]5月25日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子 両日 60人ずつ	伝説の赤松の池で、親子でカヌーを楽しみます。
はじめての冒険(中学年) [1]初夏 [2]秋	[1]6月14日(土) ~15日(日) [2]11月1日(土) ~2日(日) 各1泊2日	小学3~4年生まで 30人	小学校中学年を対象にしたキャンプ。初夏・秋の2回参加でお待ちしております。
親子ふれあいキャンプ	7月5日(土) ~6日(日) 1泊2日	小学生以上の親子 100人	テント設営、野外炊事、キャンプファイヤー、カヌー等、親子でいきいき体験活動!
生涯学習実践道場	7月11日(金) 日帰り	生涯学習関係者青年、 一般100人	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯教育の実践に役立てましょう。
大山わくわく探検隊	8月4日(月) ~8日(金) 4泊5日	小学校5年生 ~中学生30人	自然のすばらしさを体験すると共に、生きる力を養います。4日目は大山山頂小屋に宿泊し、日の出を見ます。
はじめての冒険(低学年)	8月30日(土) ~31日(日) 1泊2日	小学1~2年生まで 30人	小学校低学年を対象にした初心者向けのキャンプ。
体験活動指導者養成事業	[1]9月27日(土) ~28日(日) [2]11月27日(木) ~28日(金) 各1泊2日	教員、社会教育指導者 40人	PAプログラムの実践的体験、PAを学校経営に生かす実践講習を通じて、人とのコミュニケーション能力を育む指導者育成を行います。
秋祭り	10月11日(土) ~12日(日) 1泊2日	どなたでも 日帰り参加は定員なし 宿泊参加は150人	青年の家を県民の方に開放します。様々なゲームや体験コーナーを楽しんでください。初日の夜はキャンプファイヤーで盛り上がるよ!
親子エンジョイスキー	[1]1月31日(土) [2]2月1日(日) 両日とも日帰り	小学1~4年生の親子 両日80人ずつ	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学び、親子で楽しめます。初心者大歓迎です。
歩くスキーのつどい	2月7日(土) ~8日(日) 1泊2日	中学生以上50人	クロスカントリースキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しめます。アニマルトレッキングも楽しいよ。

参考 URL

大山青年の家の web サイトより
「大山青年の家」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

小・中学校における環境教育の取組

1 事業内容

1. 各教科における取組

- (1) 総合的な学習の時間では、環境をテーマにした問題解決的な学習に積極的に取り組む学校が増えている。地域に根ざした体験活動を重視した実践が展開されている。

1. 1 環境教育・学習の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

(例)地域の自然体験・環境調べ、地域の環境保護活動(水質調査活動や希少植物の保護等)リサイクル活動、地球規模の環境の学習、資源・エネルギーの学習、ビオトープづくり 等

(2) 全ての小・中学校において、社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科などの教科学習では、学年に応じて系統的に、環境に関わる学習内容を学んでいる。

(3) 各学校では環境教育全体計画を作成し、学校体制で環境教育・環境学習を推進している。

2. 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

(1) 鳥取県版環境管理システム(TEAS III 種)認証を取得し、各学校で計画した環境に配慮した活動を実施している。

TEAS III 種の取得校(平成 20 年 2 月 29 日現在)

小学校 : 17 校、中学校 : 8 校

(2) 児童会や生徒会の呼びかけにより、学校全体で特色のある活動に取り組んだり、学級活動として児童・生徒が自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりしている。

(例)身近な動植物の飼育栽培活動

校舎内外や地域の環境美化・ごみ収集活動

学校でのごみの分別や削減

学校での省エネルギー活動 等

平成 20 年度の実績

1 環境をテーマにした学習(教科、「総合」等を含む)の実施校数(実施率)

小学校 148 校(100%) 中学校 60 校(100%)

(実践例)

- ・身近な動植物の飼育栽培
- ・地域の自然体験
- ・環境調べ
- ・環境美化
- ・ごみ収集活動等
- ・学校でのごみの分別や削減
- ・リサイクル活動 等

2 教科学習で環境に関わる内容を実施

- ・全小学校社会科 3・4 年下「住みよいくらしをつくる」
- ・全中学校技術・家庭(家庭分野)「私たちの消費と環境」 等

3 環境教育指導計画作成校数(作成率)

全体計画 小学校 76 校(51%) 中学校 20 校(33%)

4 TEAS III 種の取得校(平成 21 年 1 月 26 日現在)(取得率)

小学校 18 校(12%) 中学校 9 校(15%)

●担当:鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導係 電話 0857-26-7935

参考 URL

鳥取県教育委員会事務局小中学校課の web サイトより

「小中学校課ホームページ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30021>

県立高校環境教育推進事業

1 事業の目的

1. 1 環境教育・学習の推進/とリネット/鳥取県公式サイト

1. 環境教育推進校を指定し、鳥取県版環境管理システム(TEAS)を導入して取組みの深化を図り、環境教育の拠点校をつくる。
→ 県立高等学校においてもTEASII種認定校について、毎年2校の新規認定を目指している。
2. 各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

1 事業内容

平成20年度指定校: 倉吉東・米子東・境港総合技術

1. 鳥取県版環境管理システム(TEAS)導入の支援
 - (1)先進校、先進地域への視察
 - (2)環境教育推進活動への支援
2. 研究大会・研修会等への参加
 - (1)環境教育に係る大会への参加
 - (2)環境保全のための教育の推進のための指導者養成を目的とした研修
 - (3)環境教育リーダー研修基礎講座
3. 環境教育推進活動への支援等
 - (1)体験的学習の充実
 - (2)講演会・研修会等の開催
 - (3)環境教育学校企画活動の支援

平成20年度環境に関する学科、コース、系列の設置

学校名	学科、コース、系列	環境に関連した特色ある科目
鳥取工業高等学校	建築環境科、都市環境科	環境と人間、地球環境化学、環境監査、環境政策、環境分析
鳥取湖陵高等学校	人間環境科、緑地デザイン科	生活環境、地球環境、環境制御
鳥取緑風高等学校	総合学科	フィールドワーク
智頭農林高等学校	生活環境科	環境科学基礎
青谷高等学校	総合学科(自然科学系列)	生活環境、地球環境
倉吉農業高等学校	環境科学科、環境土木科	環境科学基礎、環境保全
米子高等学校	総合学科(環境科学系列)	環境科学
米子南高等学校	生活文化科(環境文化コース)	生活環境
米子工業高等学校	都市環境科	環境化学、地球環境化学
日野高等学校	総合学科(アグリライフ系列)	環境科学、エコライフ

平成20年度の実績

- 1 **TEAS II 種新規認定校 3校**
鳥取中央育英高校 (H20.4.23 認定)
米子東高校 (H20.12.8 認定)
倉吉東高校 (H21.3.4 認定)
- 2 **環境教育推進校 3校**
倉吉東高校、米子東高校、境港総合技術高校

●担当: 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導係 電話 0857-26-7916

1. 1 環境教育・学習の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

参考 URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課の web サイトより
「高等学校課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=76399>

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

1. 2 環境配慮活動の推進

鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

1 目的

鳥取県版環境管理システム認定制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者、団体等における環境配慮活動への取組を推進する。

2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムの TEAS 規格への適合性を審査し、登録。TEAS 規格の種類等については、次表のとおり。

○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS I 種	TEAS II 種	TEAS III 種
対 象	高度な環境管理を行う企業等	I 種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登 録	鳥取県の認定する審査登録機関	鳥取県	鳥取県
審 査	同 上	鳥取県の認定する審査登録機関へ委託	鳥取県
経 費	有 料	無 料	無 料
有効期間	1 期 3 年(更新可)	1 期 3 年(更新可)	1 期 3 年(更新可)
その他	ISO14001 へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMS を体験し、環境問題への理解を深めるために有効

3 現状及び課題

平成 19 年度に、I 種の審査登録については、鳥取県の認定する審査登録機関が有料で行う方式に制度変更した。また、併せて、新規に登録を取得する際等の事業者等の負担軽減のため、補助制度を創設した。

II 種については、平成 19 年度から審査を鳥取県の認定する審査登録機関に委託しており、引き続き当該審査登録機関との連携を図りながら、円滑な審査登録に努める。

また、III 種については、平成 20 年度から毎年の活動状況報告は廃止するとともに、学校や店舗・小規模事業所においては、「環境宣言」の掲示を求めるなどの制度変更を行った。

I 種、II 種、III 種とも TEAS に取り組むことにより、環境負荷の低減はもとより、経営改善や業務改善につながることを、メリット感や成果の具体事例を交えながら普及啓発を推進することが重要であり、平成 20 年度は、TEAS サポーター制度や TEAS 導入セミナーを実施し、一層の普及を目指す。

また、学校については、TEAS への取り組みを教育現場での環境活動の活発化につなげていけるよう、とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣等により支援する。

平成 20 年度の実績

平成 20 年度は、新たに I 種 4 件、II 種 6 件、III 種 108 件の計 118 件の登録を行った。I 種・II 種の増加数については例年並みであったが、III 種については、家庭でのまとまった申請に加え、「鳥取県エコショップ制度」の廃止に伴い、エコショップの認証を受けていた事業所からの申請があり増加した。

	平成 19 年度末 登録者数	平成 20 年度 増加数	平成 20 年度 辞退数	平成 20 年度末 登録者数
I 種	14	4	0	18
II 種	37	6	2	41
III 種 (家庭・地域)	192	68	0	260
III 種 (学校)	34	3	5	32
III 種 (小規模事業所)	206	37	0	243
合 計	483	118	7	594

<TEAS 登録者名簿>

- [I 種名簿](#)
- [II 種名簿](#)
- III 種名簿 ([地域・家庭](#)、[学校](#)、[小規模事業所](#))

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話 0857-26-7874,7875

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「TEAS(鳥取県版環境管理システム)審査登録制度」～環境にやさしい鳥取県をめざして～

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

2 事業の内容

平成 20 年 4 月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第 3 期)」を策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けており、この計画に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」(H13.7 策定)に基づき、毎年度調達方針を定め、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

行動計画の実効性を確保するため、庁舎単位での目標管理を導入するとともに、計画期間の最終年となる平成 24 年度における全体の数値目標を次のとおり設定。

<環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標>

二酸化炭素排出量の削減	
平成 24 年度の事務及び事業の実施に伴い排出される二酸化炭素の量を、平成 12 年度実績排出量から 5%以上削減(29,741t以下に)する。(平成 12 年度排出量: 31,306t)	
二酸化炭素の吸収作用の保全・強化	
平成 24 年度の県有林による二酸化炭素吸収量を、6,160t以上とする。(平成 18 年度吸収量: 7,047t)	
廃棄物の減量化	
平成 24 年度の事務及び事業の実施に伴い庁舎から排出される可燃ごみの量を、平成 18 年度実績排出量から 25%以上削減(524t以下に)する。(平成 18 年度排出量: 699t)	
グリーン購入の推進	
鳥取県グリーン購入基本方針により策定する調達方針に定める特定調達品目ごとの調達目標値のとおりとする。	

平成 20 年度の実績

1 グリーン購入

平成 20 年度は、14 分野 255 品目を特定調達品目とし、設備、公共工事、役務分野を除く 11 分野 171 品目について、用途上やむを得ない理由がある場合を除いて、判断基準に適合しない物品の購入を一切行わないことを目標としたが、事務手続きの誤りにより判断基準に適合しない物品を購入したケースが 1 分野 1 品目あった。

<平成 20 年度グリーン購入特定調達品目調達実績>

分野	品目数	特定調達品目	単位	目標	判断基準非適合物品 購入事例 (用途上やむを得ない理由がある場合を除く)		
					品目数	件数	主な品目名
1 紙類	8	PPC用紙、 トイレトーパー等	kg	用途上やむを得ない理由がある場合を除いて、判断基準に適合しない物品の購入を一切行わない	0	0	
2 納入印刷物	1	納入印刷物	枚		0	0	
3 文具類	82	ボールペン、のり等	個		1	1	ゴム印
4 オフィス家具等	10	いす、机等	個		0	0	
5 OA 機器類	20	コピー機、電子計算機等	台		0	0	
6 家電製品等	12	テレビ、冷蔵庫等	台		0	0	
7 照明	5	蛍光管、 蛍光灯照明器具等	本、台		0	0	
8 自動車等	5	自動車、カーナビゲーションシステム等	台		0	0	
9 消火器	1	消火器	本		0	0	
10 繊維製品等	16	制服、作業服、カーテン等	着		0	0	
11 防災備蓄用品	11	ペットボトル飲料水、アルファ化米等	個他		0	0	
小計	171				1	1	

1. 2 環境配慮活動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

12	設備	7	太陽光発電システム等	kW 他	【備考】 目標設定を行わないが、調達時には判断基準に適合する製品、サービスの調達を行う。
13	公共工事	65	再生加熱As混合物、再生骨材等、高炉セメント(生コンに限る)、断熱材等	m ³ 他	
14	役務	12	エコ車輛整備 等	台 他	
小 計		84			
計		255			

2 二酸化炭素排出量の削減

平成 20 年度の二酸化炭素排出量は 33,496t となり、平成 19 年度比で 4.8% の削減となった。

西部総合事務所のペレットボイラー導入や、厚生病院のボイラー更新による重油の削減等が大きく寄与している。

第 3 期計画(H20~24)にかかる組織の努力による削減計画(基準年の平成 18 年度実績から 1,369t 削減)に対し、初年度である 20 年度の時点で約 880t 削減しており、順調に削減できているといえる。

3 廃棄物の減量化

平成 20 年度の可燃ゴミ(庁舎ゴミ全体)の排出量は 627t となった。基準年の平成 18 年度実績から 10.3% 削減されており、第 3 期計画の目標である 25% 以上の削減にむけて順調に削減できている。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話 0857-26-7874,7875

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65557>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

鳥取県環境管理システムの運用～県庁 ISO14001 認証取得～

1 事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、環境管理システムの国際規格である ISO14001 に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進める。

2 事業の内容

平成 12 年 12 月に本庁知事部局で ISO14001 認証取得後、年次的に適用範囲を拡大し、平成 20 年 4 月現在、本庁(警察本部含む。)及び各総合事務所(東部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局を含む。)で取り組み、認証を継続。

【取組内容】

1. オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
2. 公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課)

1. 2 環境配慮活動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

- 3. 環境基本計画に沿った環境施策の推進(該当課)
- 4. 環境法令等の順守

平成 19 年度から、県民オブザーバーの参加による内部環境監査を実施。

平成 20 年度の実績

- 二酸化炭素排出量の削減は、全てのサイトで目標達成した。
- 可燃ゴミ(庁舎可燃ゴミ)の削減は、全てのサイトで目標達成した。
- 19 年度から目標設定したコピー用紙の購入量削減については、5 つのサイト(本庁、東部、八頭、中部、日野)が目標未達成。
- グリーン購入の目標については、19 年度から用途上止むを得ない理由がある場合を除いて、非適合物品を一切購入しないことにしているが、本庁サイトを除いて目標達成した。
- 環境施策に係る目標(計 90 目標)については、未達成目標が 6 目標あった。
- 公共事業、大規模イベントにおける環境配慮に係る目標は、すべて達成した。

<二酸化炭素排出量の削減>

目 標	サイト名	平成 20 年度	
		目 標	実 績
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素の削減率【対 H19 実績排出量】	本 庁	H19 実績排出量(3,120t)から 1%以上削減	1.8%削減(3,064t)
	東部総合事務所	H19 実績排出量(654t)から 1%以上削減	3.6%削減(630t)
	東部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(61.4t)から 0.33%以上削減	1.1%削減(60.7t)
	八頭総合事務所	H19 実績排出量(290t)から 1%以上削減	14.4%削減(248.2t)
	中部総合事務所	H19 実績排出量(595t)から 1%以上削減	3.2%削減(576t)
	西部総合事務所	H19 実績排出量(661t)から 7%以上削減	17.2%削減(547t)
	西部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(117t)から 1%以上削減	2.9%削減(113.6t)
	日野総合事務所	H19 実績排出量(426t)から 2%以上削減	17.7%削減(350t)

<ゴミの減量化>

目 標	サイト名	平成 20 年度	
		目 標	実 績
事務の実施に伴い排出される可燃ゴミの削減率【対 H19 実績排出量】	本 庁	H19 実績排出量(38t)から 6%以上削減	6.8%削減(35.4t)
	東部総合事務所	H19 実績排出量(3.69t)から 1%以上削減	16.7%削減(3.072t)
	東部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(0.601t)から 1%以上削減	16.1%削減(0.504t)
	八頭総合事務所	2.16t以下にする (人員増による増加が当初から見込まれる)	2.132t
	中部総合事務所	H19 実績排出量(4.34t)から 1%以上削減	25.1%削減(3.25t)
	西部総合事務所	H19 実績排出量(3.42t)から 1%以上削減	13.9%削減(2.95t)
	西部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(0.394t)から 1%以上削減	29.6%削減(0.277t)
	日野総合事務所	H19 実績排出量(1.82t)から 3%以上削減	53%削減(0.855t)

<コピー用紙購入量の削減>

目 標	サイト名	平成 20 年度	
		目 標	実 績
事務の実施に伴うコピー用紙の購入量の削減率 【対 H19 実績排出量】	本 庁	H19 実績排出量(137.672t)から 1.5%以上削減	1.2%削減 (136.082t)
	東部総合事務所	H19 実績排出量(18.64t)から 1%以上削減	5.9%増加 (19.749t)
	東部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(2.23t)から 1%以上削減	10.1%削減 (2.005t)
	八頭総合事務所	5.31t以下にする。	目標に対し、 21.6%増加 6.46t
	中部総合事務所	H19 実績排出量(11.165t)から 1%以上削減	24.1%増加(13.860t)
	西部総合事務所	H19 実績排出量(14.304t)から 3%以上削減	8.6%削減(13.070t)
	西部総合事務所 福祉保健局	H19 実績排出量(3.3t)から 1%以上削減	2.8%削減(3.207t)
	日野総合事務所	H19 実績排出量(5.7t)から 3%以上削減	6.2%増加(6.055t)

今後も、環境管理システムの改善、効率化、積極的な目標設定を推進し、実効性の向上に努める。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話 0857-26-7874, 7875

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「県庁 ISO14001 の維持管理と拡大」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64269>

衛生環境研究所ISO14001認証維持事業

1 事業の目的・効果

研究所が行う事務・事業が環境に及ぼす影響を軽減し実践を通して環境立県づくりに貢献するため、平成 15 年度に ISO14001 を取得し、定期的な見直しと継続的な改善を行っている。

2 事業内容

環境負荷軽減に向け、次の取り組みを行う。

1. 県庁率先行動計画に基づくオフィス活動
グリーン購入の推進、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化
2. 研究所の個別活動
開かれた研究所の構築、持続可能な社会に貢献する調査研究の推進、薬品・ガラス器具類・洗剤購入量の削減、試薬瓶のリサイクル等

平成 20 年度の実績

環境目的	環境目標			平成 20 年度 の目標達成値	平成 20 年 度実績値
	指標	平成 19 年度	平成 20 年度		

1. 2 環境配慮活動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

グリーン購入の推進	グリーン購入調達指針が定める分野、品目に係る調達率	100%	100%	100%	100%	100%
二酸化炭素排出量削減	二酸化炭素換算係数により算出した二酸化炭素量	目標基準値※から5%以上減	目標基準値※から6%以上減	目標基準値※から7%以上減	496,069kg	451,595kg
廃棄物の減量化	可燃ゴミ排出量	目標基準値※から20%以上減	目標基準値※から21%以上減	目標基準値※から22%以上減	1,182kg	1,151kg
資源利用の節約	コピー用紙使用量	H17年度の 使用実績から 1%以上減	H17年度の 使用実績から 2%以上減	H17年度の 使用実績から 3%以上減	1,342kg	786kg
開かれた研究所の構築	環境教育・学習の参加者数及び施設見学者数	2,500人以上	2,500人以上	2,500人以上	2,500人	3,568人
	環境教育・学習支援活動の土日祭日開催日数	10日以上	10日以上	10日以上	10日	14日
試験研究活動に関わる環境負荷の低減	薬品の購入量	目標基準値※から20%以上減	目標基準値※から21%以上減	目標基準値※から22%以上減	1,447kg	754kg
	ガラス器具等の購入量	目標基準値※から20%以上減	目標基準値※から21%以上減	目標基準値※から22%以上減	202kg	96kg
	洗剤の購入量	目標基準値※から20%以上減	目標基準値※から21%以上減	目標基準値※から22%以上減	75kg	45kg
	試薬瓶類のリサイクル率	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	122%
	排水の水質検査実施率	COD月1回、 COD以外年2回 100%	COD月1回、 COD以外年2回 100%	COD月1回、 COD以外年2回 100%	100%	100%
	排水処理施設保守管理率	100%	100%	100%	100%	100%
	スクラバーの保守管理率	湿式週1回、 乾式月1回 100%	湿式週1回、 乾式月1回 100%	湿式週1回、 乾式月1回 100%	100%	100%
特別管理産業廃棄物の管理の徹底	廃棄物保管庫搬出時の点検率	100%	100%	100%	100%	100%
持続可能な社会に貢献する調査研究の推進	研究成果発表の機会数	20回以上	20回以上	20回以上	20回	70回

※目標基準値:平成15年度から17年度の排出実績又は購入実績の平均値とする。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話 0858-35-5411

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「環境への配慮の取組み(ISO14001 認証)」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72185>

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

1.3 環境立県県民運動の推進

鳥取県環境立県協働促進事業

1 事業の概要

県民との協働による環境先進県の実現を目指し、自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの活動に必要な費用について一部を助成。

2 事業内容

<対象となる事業>

事業	内容	補助対象経費
環境イベント	講演会、研修会 地域の自然環境調査研究	講師旅費・謝金、会場・機器使用料、通信運搬費、印刷費広告宣伝費
アイドリングストップ運動	講演会、研修会	
ビオトープ保全・再生	ビオトープ作り	資材・消耗品、機械借上料専門技術者への賃金、指導者謝金、用地借上料、先進事例地調査費
	自然環境の保全・再生	
水質浄化活動	ヨシの植栽 水生生物等生態系の回復	

(1)実施主体:

- ・県内の環境保全団体、地域住民団体等
- ・ハード事業については市町村からの補助交付となります。

(2)補助率:

- ・2分の1(県との共催の場合3分の2)
- ・アイドリングストップ運動:3分の2
- ・「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録している者の謝金及び旅費(実費):10分の10(但し、謝金は1名当たり7,500円を上限)

(3)限度額:

- ・補助対象経費が3万円以上の環境立県に資する活動に対して補助する。
- ・ハード事業 50万円
- ・ソフト事業 30万円(県との共催の場合 100万円)
- ・アイドリングストップ運動については 10万円
- ・「とっとり環境教育・学習アドバイザー」の謝金及び旅費に限っては 3万円未満であっても補助対象とする。

(4)申請窓口:

- ・東、中、西部各総合事務所生活環境局、日野総合事務所福祉保健局

制度を使って整備されたピオトープ



↓水生生物調査中！

砂のにがり方が、場所によってちがうこと、場所によって砂の大きさがちがうことがわかりました。小さい生き物をけんび顕て見ると、わたしが見たことがない生き物が見えました。もっと、「ホタル」をふやしたいです。どうしたら、ふえるのが知りたいです。

平成 20 年度の実績

39 団体の環境活動に対して、補助金 4,257 千円を交付した。



環境学習会



自然観察会



水草等の利活用

No	活動内容
1	環境をテーマとした講演会
2	環境イベント(エコバスツアー・エコフェスタ)
3	クリーン活動、環境調査・学習活動、環境改善活動、PR 活動
4	環境講演会、廃油ロウソク作り、食べかす流出防止実験
5	環境講演会
6	環境講演会
7	ピオトープの整備、ピオトープを利用した環境学習
8	公民館と連携した環境配慮活動のモデルづくり
9	自然散策、自然環境学習
10	メダカ保護を通じた東郷湖の自然環境づくり (イベント開催、生物調査、清掃活動、講演会等)
11	自然環境学習

1.3 環境立県県民運動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

12	東郷湖を題材に環境をテーマにしたミュージカルを公演し、身近な環境問題について普及啓発
13	環境講演会、環境マップ作成
14	環境講演会、マイバック作り講習会
15	東郷池の水草刈り、アダプとプログラム制度導入
16	鮭の放流プロジェクト、河川環境保全運動の普及啓発
17	環境学習会の開催
18	環境学習会の開催
19	環境学習会の開催
20	シンポジウムの開催
21	空き缶風車工作
22	環境学習会の開催
23	環境学習会の開催
24	環境・エコに取り組んでいる方の展示、アースデーイベントへの参加
25	アマモ場の造成
26	バイオマスタウンを視察し、環境問題解決に向けた検討会
27	環境講演会
28	環境講演会
29	キャンドル文字の作成(鳥取県ライトダウンイベント、全国環境イベントに参加)、 環境マークを取り得たエコビンゴゲーム(米子工業高等学校生徒との交流)
30	中海夕暮れコンサート
31	自然散策、自然環境学習
32	廃油ろうそく作り
33	加茂川にキャンドルを設置し、灯ろう流し
34	クルーザーヨットによる中海周遊、水質調査
35	環境ポスターコンクール
36	ふれあいウォーキング
37	環境関連視察見学、加茂川流域水質調査
38	環境学習会
39	環境標語看板の設置

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7876

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「環境活動への取組みを支援します ～鳥取県環境立県協働促進事業補助金～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37720>

「環境先進県に向けた次世代プログラム」の推進

1 目的

各主体ごとに取り組んでいただきたい内容を具体的に明示した、「環境先進県に向けた次世代プログラム」をお示しすることにより、地球温暖化防止や循環型社会づくりなど、わが国をリードする環境先進県を目指し、県民の皆様との協働による環境活動を一層推進する。

2 背景、現状、及び課題

鳥取県版環境管理システム(TEAS:テス)の創設や鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の制定といった県独自の施策を展開し、県民や企業の方々と共に環境への取組を進めてきましたが、県内の二酸化炭素排出量(2006年度実績)は、1990年度比で約10%も増加するなど、一層の取組促進が必要な状況となっています。

3 プログラムの項目

1 県民との協働による環境活動の新たな展開

1.1 環境日本一とっとり県民運動の展開

県民や事業者などすべての主体の参加と協働による、環境に配慮した取組を推進します。

1.2 環境教育・学習の推進

環境教育の参加者数を20万人以上とするとともに、県内の全市町村で1つ以上のこどもエコクラブを登録します。

1.3 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及

鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得を促進し、取得数を700以上とします。
県内の全小中学校、全高等学校等がTEASを取得します。

2 地球温暖化防止

2.1 二酸化炭素等温室効果ガスの削減

わが国をリードする環境先進県を目指し、二酸化炭素の年間排出量を1990年度から8%以上削減します。

2.2 自然エネルギー等の導入

自然エネルギー等の活用により、その発電量を6万キロワット以上とします。

2.3 森林等による二酸化炭素の吸収

二酸化炭素の吸収源対策として、育成林における間伐面積を16千ha以上とします。

3 循環型社会の確立

3.1 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上

1人1日当たりのごみ排出量を920g以下とするとともに、リサイクル率を25%以上とします。

3.2 産業廃棄物の減量、リサイクル率の向上と適正処理の推進

産業廃棄物の減量・リサイクル率を96%以上とします。

3.3 環境産業の育成

新たにリサイクルビジネスに取り組む企業を30社以上育成するとともに、県認定グリーン商品として60以上の商品を新たに認定します。

4 美しい環境を次の世代へ

4.1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生

三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の水質改善を進めます。

4.2 自然環境の保全と野生動植物の保護

自然環境の保全と野生動植物の保護のための人材を育成し、推進体制を整備します。

4.3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり

地域固有の環境資源を活用した地域づくりや花と緑のあふれる快適な地域づくりを推進します。
県民との協働による美しい郷土の魅力アップ活動を推進します。

4.4 まちなみ景観の保全・活用

市町村や地域と連携した景観まちづくり活動を拡大し、景観まちづくり活動に取り組む団体(地区)の数を45団体(地区)以上とします。

4.5 環境にやさしい農業の推進

「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、環境に対する化学物質の投入量を少なくした有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積を750ha以上とします。

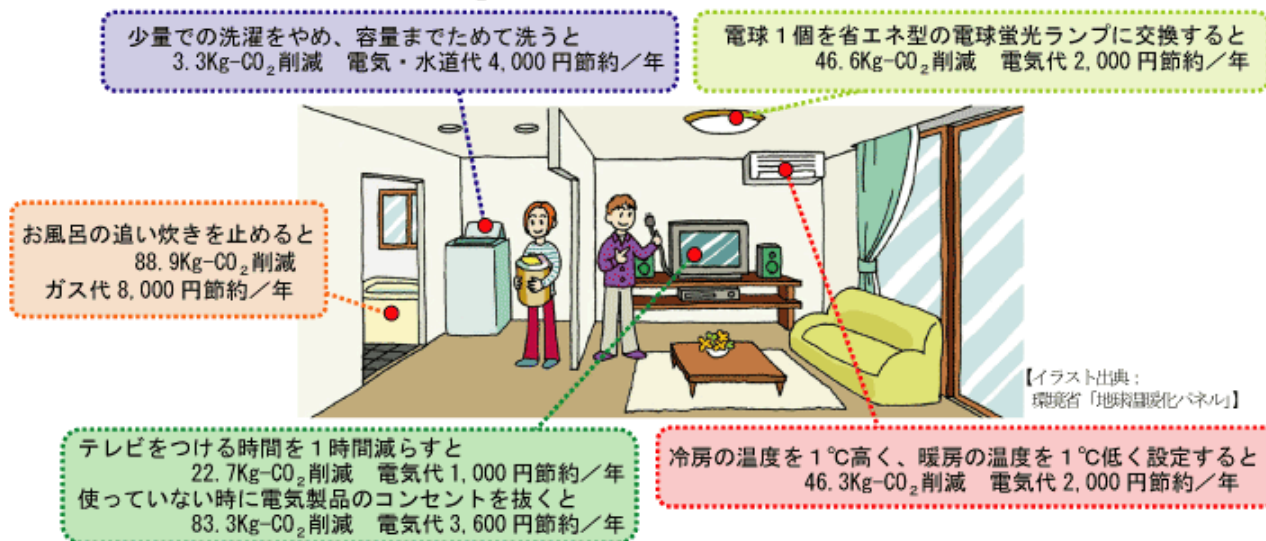
4.6 森林の多面的機能の向上

県民全体で支える森林づくりを推進します。

4 地球温暖化防止に向けた取組みでは次のような行動メニューを提案しています

<地球温暖化防止に向けた取組みでは、次のような行動メニューを提案しています>

次世代プログラムでは、日常生活において年間のCO₂削減量が約1,600Kg、金額にすると約11万円の節約となる取組を提案しています。



● 担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「環境先進県に向けた次世代プログラム」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=77890>

とっとり環境ネットワーク支援事業

1 事業の目的

「とっとり環境ネットワーク」が実施する環境活動等を支援し、県民と協働して環境立県を推進する。

2 背景、現状、及び課題

- 地球温暖化防止活動など環境にやさしい行動を行う様々な団体や企業、個人が集まり、各種の情報交換や環境活動への参加呼びかけなど行う“とっとり環境ネットワーク”が平成17年6月に設立された。
- 環境月間である6月を中心に、独自に設定する「とっとり環境デー」事業を実施して、環境立県に向けた活動の輪を一層拡げていく取組を行っている。

3 事業の内容

とっとり環境ネットワークが「環境立県」を目指して実施する次の普及啓発事業などに対して、補助金を交付するもの。

1. ネットワーク運営事業(補助率 10/10)

全体会(1~2回/年)、世話役会(6回/年程度)の会議会場の借上、ネットワークの役員(コーディネーター)の世話役会出席旅費等

2. とっとり環境デー等広報事業(補助率 10/10)

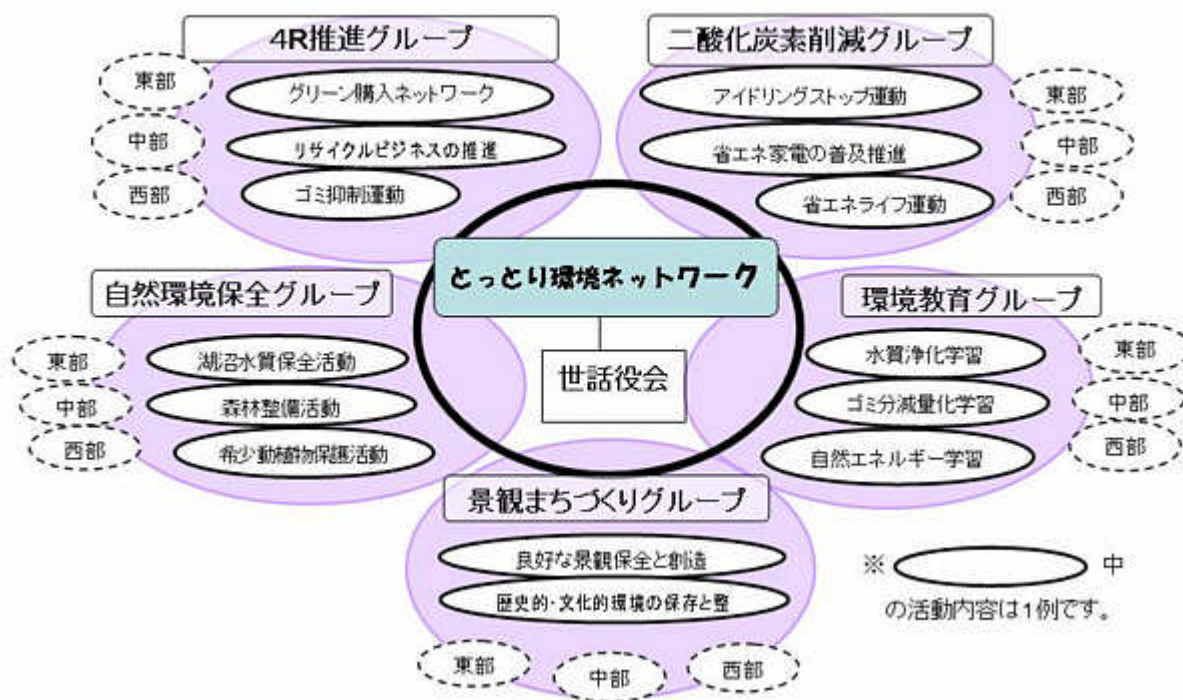
「とっとり環境デー」を中心に環境活動の実施を呼びかけ、県内随所で実施される環境イベントなどの情報を広く県民に周知を図るポスター、チラシの作成、配布

3. とっとり環境デー等普及啓発事業(補助率 4/5)

とっとり環境デーなど環境立県を推進する各種事業を支援

- 自然エネルギー普及啓発イベントの実施
- 環境学習出前教室の実施
- 環境教育ハンドブック第2版の作成
- アイドリングストップ、マイバック啓発事業の実施
- エコバスツアーの実施

とっとり環境ネットワークのイメージ図



グループ名	目 的
1 二酸化炭素削減	地球温暖化防止のため二酸化炭素排出の削減
2 4R 推進	廃棄物の削減、リサイクルの推進
3 自然環境保全	希少野生動植物、三大湖沼など自然環境の保全、再生
4 環境教育	あらゆる世代への環境教育の推進
5 景観・まちづくり	良好な景観の保全・創造及び歴史的・文化的環境の保存と整備

平成 20 年度の実績

〈支援した内容〉

1 「とっとり環境デー」自然エネルギー展の開催

- 日時:5月30日(金)~6月1日(日)
- 場所:鳥取ガスショールーム「サルレーテ」
- 概要:環境関連の各種展示、自然エネルギーに係る講演会、エコ工作教室、エコッキング等(参加者延べ 1,000 人)

2 ビッグシップ地球号 ECO フェスティバルへのパネル出展

- 日時:10月26日(日)
- 場所:米子コンベンションセンター

3 天ぶら廃油利用エコバスツアーの実施

- ・日時:10月26日(日)
- ・見学先:三光(株)潮見工場、(株)エコマ商事、障害者施設吾亦紅、ビッグシップ地球号 ECO フェスティバル
- ・概要:使用済み天ぶら廃油によるBDFを燃料としたバスを移動手段とし県内の環境に関する様々な施設において、環境教育の実践も交えた見学会を実施(参加者 32名)

4 環境学習出前教室の実施

学校や地域の団体からの要望に応じ、会員が環境学習の講師等として環境活動を推進(実績 40件)

5 とっとり版環境学習ハンドブックの作成

昨年に引き続き第2版を作成し、環境学習の実施促進を図った。

6 アイドリングストップ啓発の活動

チラシやマイバックを配布して、アイドリングストップ等の身近でできる地球温暖化防止活動の実践を呼びかけた。(実績 2回)

7 とっとり環境デー広報事業など

上記とっとり環境デー実施事業を周知するポスター、チラシの作成のほか、各種実施事業に係る検討を行う世話役会や会員の情報交換及び交流を推進する全体会の開催経費を支援した。また、とっとり環境ネットワークの組織体制強化と経済雇用対策に資するため、事務局職員1名の雇用に係る経費を支援した。
(平成21年2月採用)

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「とっとり環境ネットワーク」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38319>

鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

2 背景、現状、及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰の他には、環境関連の顕彰制度はなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、地球温暖化防止活動、環境教育活動、省エネ技術の開発、導入等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。

3 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

1. 環境保全のための実践活動に関する功績

広域的、先導的若しくは長期的な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

1. 3 環境立県県民運動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

2. 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績

省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。

3. 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

多年にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。

平成 20 年度の実績

表彰を受けられた方及び団体の活動概要

1. 東郷湖メダカの会

【概要】

平成 11 年に会を発足させて以来、東郷湖臨海公園周辺の環境整備活動を実施。平成 13 年から年 2 回開催している「メダカボランティアの日」は、今年で 15 回目となり、今では地域の環境啓発の日として定着しており、自然環境勉強会の開催など、環境教育にも大きく貢献している。

2. 盛田 榮一 氏

【概要】

平成 13 年度に策定した県版環境管理システムである TEAS の検討委員会の委員として制度の立上げに尽力。平成 17 年度に発足した「とっとり環境ネットワーク」の初代代表として、県下の環境団体の横の連携の構築に寄与するとともに、普及啓発事業など各種事業を展開し、環境立県の推進に貢献していただいている。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

とっとり森林月間

1 事業の背景と目的

県民共通の財産である森林をみんなで守り育てる意識の醸成を図ることを目的に平成 17 年度に「森林環境保全税」を導入した。

これを契機に、10 月 8 日が「木の日」であり、木材を積極的に利用することは、循環型社会の構築や地球温暖化防止にも寄与することから、10 月を「とっとり森林月間」に制定し、「県民参加の森林づくり」をテーマに林業事業者、県民、ボランティア団体等が、それぞれの立場での森林づくりを企画・実施し、森林づくりの活動の輪を広めることを目的としている。

2 事業の内容

林業事業者、県民、ボランティア団体、市町村等がそれぞれ実施する森林づくり活動や体験・参加イベント等を情報提供するとともに、多数の県民の参加について普及啓発を図る。

例)

- とっとり森林環境フォーラム
- 森林のめぐみ感謝祭
- とっとりきのご祭り
- 林業まつり
- 山の祭り
- 森林づくり講演会
- 間伐材利用学習
- 炭焼き・森林施業体験 等



平成 20 年度の実績

森林環境保全税が施行され森林への関心が高まる中、県民参加の森林づくり活動等を推進するため、10月8日「木の日」がある10月を「とっとり森林月間」とし、とっとり森林環境フォーラム等の森林体験企画等を集中実施した。

実施企画数：23 企画



▲多くの方が森林で活動を実施
(山陰合同銀行のみなさん)



▲枝打ちを行う子どもたち



▲植栽活動

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「緑化・県民参加の森づくり」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100544>

衛生環境研究所発信事業

1 事業の目的及び効果

当研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、情報を積極的に提供する。

1. 調査研究の充実

研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。

2. 環境情報・感染症情報の発信

(1) 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。

(2) 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

2 事業内容

1. 調査研究の充実

(1) 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者による評価を行い、結果を課題の選定、見直し等に反映する。

(2) 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

(3) 研究成果発表会の実施

広く一般県民を対象に当研究所の研究成果や環境モニタリング結果等について発表し、意見や要望を今後の調査研究に活かす。

2. 環境情報・感染症情報の発信

ホームページ等により広く環境情報、感染症情報を提供する。

平成 20 年度の実績

1 調査研究の充実

ア 外部評価の実施

行政及び県民のニーズを踏まえた調査研究課題を設定し、優れた研究成果を上げるため、衛生環境研究所が取り組む調査研究課題について、広く各方面の有識者等の意見を聞き、参考とした。

会議の名称等	開催日時	参加者等	内容
外部評価	(ヒアリング) H20.8.22	評価者学識経験者 4名	H18年度で終了した9課題について事後評価を、研究途中段階3課題について中間評価を、H20年度計画18課題について事前評価を受け、結果をホームページ上で公開するとともに、H20年度当初予算要求に反映した。

イ 分野別研究会の活性化

1.3 環境立県県民運動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

下記の分野ごとの研究者が会し交流及び情報交換を進め、幅広いネットワークの構築を図ることにより互いの研究活動を活性化させ、もって行政施策への提言等に資することを目的とし、下記のとおり分野別研究会を開催した。

なお、これらの研究会は、「とっとりネットワークシステム(TNS)」に参画している。

名 称	担当室	会員数 (研究所外)	開催日時	内 容
自然生態系の再生による水質浄化研究会	水環境室	21	H20.12.16	○研究紹介 ・「中海の生物資源をバーコード管理する」 島根大学汽水域研究センター教授 荒西太士 ・「湖山池における水生生物の生育に与える物理環境の評価」 鳥取大学大学院工学研究科准教授 矢島啓 ・「湖山池シジミ増殖試験の概要」 鳥取県栽培漁業センター研究員 倉長亮二 ・「湖山池でのカビ臭発生事例について」 鳥取県衛生環境研究所研究員 奥田益数算
廃棄物・資源循環研究会	環境化学室	26	H20.12.6	○講演 ・「鉱物系循環資源の再利用と今後の展開」 国立環境研究所循環社会・廃棄物研究センター 循環技術システム研究室 室長 大迫政浩 ・「液晶パネルからのインジウム回収リサイクル」 シャープ株式会社環境安全本部 環境技術開発センター主事 辻口雅人 ○研究紹介 ・鳥取大学農学部教授 山口武視 ・鳥取大学工学部准教授 岡本賢治 ○ビジネスプラン発表会 ・三光株式会社製造部 部長 三鴨直樹 ・株式会社オーク 代表取締役 吉岡和彦 ・有限会社カンダ 代表取締役 中山清 ○県内ニーズ勉強会 ・事業者からの相談、要望の事例紹介と環境クラスターの取り組み 財団法人鳥取県産業振興機構西部支部企業支援グループ クラスターコーディネーター 岩山悟
温暖化・黄砂・酸性雨を考える研究会	大気・地球環境室	16	H20.11.18 H21.2.12	○北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会「砂漠化防止・黄砂部会」との今後の連携について ・「東アジアにおける砂漠化と黄砂の発生について」 鳥取大学乾燥地研究センター教授 篠田雅人 ・「黄砂問題の研究の方向性について」 鳥取県衛生環境研究所 所長 三木文貴 ○北東アジア地域の砂漠化及び黄砂に関する専門部会について協議 ・砂漠化防止作業グループ、黄砂作業グループ合同による砂漠化防止、黄砂問題の現状、課題等

ウ 研究発表会等の実施

- 鳥取大学と鳥取県(生活環境部衛生環境研究所)との地下水共同研究会中間発表会の開催
 - ・ 日 時 :平成 21 年 3 月 26 日(木)午後 3 時から 5 時
 - ・ 場 所 :とりぎん文化会館

1.3 環境立県県民運動の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

- 参集者:約 20 人
- ケーブルテレビ等での研究成果の発信
 - TCC(鳥取中央有線湯梨浜支局)、中海 TV 等 10 回
 - 地元新聞への研究レポート投稿 9 回
- 感染症情報センターの運営
 - 感染症週報及び月報をホームページに掲載するとともに医療機関及び社会福祉施設等の希望者に郵送、電子メール等により、啓発及び注意喚起を行った。(県内約 90 機関へ情報提供)
- 衛生環境研究所ホームページの管理・運営
 - 調査研究に関する情報
 - 食の安全に係る行政検査情報
 - 東郷池・中海の水質状況、黄砂・花粉・有害紫外線等の環境情報
 - 感染症情報
 - 環境教育・学習の情報

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話 0858-35-5411

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

1.4 大学との連携

赤潮被害防止総合対策事業

1 事業の背景・目的

1. 平成17年8月に発生した有害赤潮プランクトン(コクロデニウム)により湯梨浜町宇野から鳥取市船磯までの磯場のアワビ、サザエが壊滅的な被害を受けた。また、平成18年8月には、別種の有害赤潮プランクトン(カレニアミキモイ)が発生し、日本海沿岸でも赤潮の発生が定着化してきている。
2. これら有害プランクトンの日本海での生態的な知見が十分ではなく、また、国外を含む他海域から流れ着いている可能性があるため、今の知見だけでは発生予測は非常に困難な状況にある。
3. 赤潮被害を未然に防ぐため、鳥大と県が監視に向けた調査を行うとともに、漁業被害を未然に防止するための体制整備、資源回復に取り組む漁協支援など赤潮被害を防止していくための総合的な対策を行う。

2 事業の内容

1. 有害プランクトン基礎調査(鳥取大学へ委託)
赤潮漂着シミュレーションソフト開発(鳥取大学工学部)
2. 磯場資源緊急回復事業
被害を受けた漁協が放流する種苗代の支援(対象種苗:アワビ、サザエ)

平成20年度の実績

1 有害プランクトン基礎調査(鳥取大学へ委託)

鳥取大学において、日本海流動モデルの作成、韓国での発生情報ネットワークの改良等が行われた。

2 磯場資源緊急回復事業

平成17年度に発生した赤潮により被害を受けた漁協(支所)への、アワビ、サザエの種苗購入に対し補助を行い、資源回復につとめた。

3 その他

「有害赤潮プランクトン被害防止対策マニュアル」を運用し、夏場の定期観測を実施した。平成20年度は、赤潮被害の発生は無かった。

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課 漁業振興担当 電話:0857-26-7317

参考 URL

鳥取県水産課の web サイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

鳥取県環境学術研究振興事業

1 事業の目的

1. 4 大学との連携/とりネット/鳥取県公式サイト

本県の環境の保全及び快適な環境の創造に関する政策の推進に資することを目的として、県内高等教育機関が取り組む、施策化・実用化が期待できる環境分野の研究に対して助成する。

2 事業の内容

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等。

1. 財 源 鳥取県環境学術研究基金の運用益(平成 11 年 3 月設置 約 30 億円)
2. 開始年度 平成 13 年度
3. 対象機関 鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校
4. 助成額 42,964 千円
5. 成果の公表 「産学金官連携フェスティバル 2008(仮称)」で H19 年度に実施した研究成果の発表を行う予定。

平成 20 年度の実績

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等を行った。48 件の応募に対し、31 課題を採択し、総額 41,706 千円の助成を行った。

本事業で助成を行った研究成果の発表について、「産官学連携フェスティバル 2009」(平成 21 年 9 月 13 日、とりぎん文化会館)で実施した。

●担当:企画部 青少年・文教課 高等教育・学術振興担当 電話 0857-26-7814

参考 URL

鳥取県青少年・文教課の web サイトより
「環境学術」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30107>

持続可能な地下水利用検討事業

1 事業の目的

大山南西麓、鳥取平野における地下水の貯留量や水収支の現状、地下水の流動機構の把握を行い、持続可能な地下水利用のあり方を検討する。

2 背景、現状、及び課題

大山周辺地域に大量に地下水を採取する企業が相次いで進出したことに関連し、地下水資源の枯渇や農業用水など他の利水への影響が危惧されている。

鳥取平野では地下水採取による地盤沈下が既に生じている。(現在は沈静化)

大切な資源である地下水を、環境を保全した上で有効に利用していくためには、現状の水位、貯留量などを把握したうえで、持続可能な地下水利用のシステムを構築する必要がある。

3 事業の内容

(1) 地下水許容揚水量の推定(鳥取大学との共同研究)

- ・大山南西麓において、地下水位調査、降水量調査、河川流量調査、地下構造の調査等により、地下水収支の現状把握、地下水貯留量の推定を行い、地下水許容揚水量を推定する。
- ・鳥取平野において、新たに地下水位観測点を設置し、地下水位を観測するとともに、既存井戸の地下水質測

1. 4 大学との連携/とりネット/鳥取県公式サイト

定を継続して行う。これらのデータと、既存のデータを用い鳥取平野の地下水許容量を推定する。

(2) 持続可能な地下水利用の制度検討

- 関係機関、専門家を交えた協議会を開催し、検討を行う

平成 20 年度の実績

持続可能な地下水利用を検討するため、鳥取大学と設置した地下水研究会で大山南西麓と鳥取平野について共同研究を行った。

1 大山南西麓

水収支を把握するため、山麓に地下水位観測井戸、降水量計、融雪水量計、河川水位計を設置し観測を実施した。また、重力探査を行い地盤構造の解析を行った。

2 鳥取平野

水収支を把握するため、河川流量の測定、地下水位の観測等を行った。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

水・大気環境課の web サイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4597>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

みんなで取り組む「4つのR」推進事業

1 事業の目的・効果

平成 17 年度の県民 1 人 1 日当たりごみ排出量及びリサイクル率はそれぞれ全国 16 位、28 位となっており、環境立県を目指す上で、県民に一層関心をもっていただき、取組を進めることが必要。循環型社会のキーワードとなる「4 つの R」(Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化))を定着させるための事業を行い、循環型社会の構築を図る。

2 事業内容

1. イベント会場での啓発パネルの展示、リーフレットの作成配布
2. イベント会場でのリユース食器使用の普及、PR
3. グリーン購入ととリネット(グリーン購入を広く普及する目的で、消費者、企業、行政等で組織)の運営支援

平成 20 年度の実績

1 イベント会場での啓発活動等

- (1) 啓発用パネル及びマイバッグの展示、普及啓発資材(パンフレット・マグネット)の配布等を実施。

- H20.5.31 消費者のつどい(場所:とりぎん文化会館〔鳥取市〕)
- H20.6.1 第 16 回リサイクルフェスティバル(場所:リファーレンいなば〔鳥取市〕)
- H20.10.26 ビックシップ地球号 Eco フェスティバル
(場所:米子コンベンションセンター〔米子市〕)
- H20.11.8~9 平成 20 年度食のみやこ鳥取県フェスタ
(場所:コカ・コーラウエストスポーツパーク〔鳥取市〕)
- H20.11.16 リファーレンいなばエコフェスタ in 2008
(場所:リファーレンいなば〔鳥取市〕)

(2) 生ごみ堆肥づくり講座の開催

生ごみの減量を進めるため、生ごみの特性、肥料効果、堆肥の具体的な事例などを専門的に学ぶ講座を開催。(消費生活センターとの共催)

- H21.2.10 暮らしの情報講座「生ごみ堆肥づくり講座」(場所:倉吉交流プラザ〔倉吉市〕)
～失敗を防ぐポイントを知って、家庭菜園に活かす!～
講 師 : 藤原俊六郎(明治大学農学部客員教授)
事例発表者 : 鳥取友の会『段ボール箱で作る生ごみ堆肥』
参 加 者 : 約 130 名

(3) 広報

県政テレビ番組「とっとり Why?」(内容:「ごみの行方とリサイクル」放送日:H20.6.21)等

2 グリーン購入ととリネットの運営支援

リサイクル商品等の利用促進の普及啓発等について委託

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「～鳥取県が取り組む4つのR～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27145>

4R推進市町村トップセミナー開催事業

1 事業の目的・効果

先進自治体の首長等を講師としたごみ減量・リサイクルに関するセミナーや当該講師と県内市町村長の意見交換を行うことにより、県内市町村のトップレベルのごみ・リサイクル問題への関心を高める

2 事業内容

ごみ削減・リサイクル促進に関する市町村トップセミナーを開催

- 先進自治体首長による講演
- 先進自治体首長と県内市町村長との意見交換

平成 20 年度の実績

ごみ減量・リサイクル推進に関するフォーラムを開催し、県内市町村の取組の促進と県民の意識啓発を図った。

開催日 平成 20 年 8 月 29 日

場 所 とりぎん文化会館小ホール(鳥取市)

講演 1 「ごみ減量化大作戦 ～レジ袋有料化と徹底したごみ分別指導～」

講師：戸塚進也 氏(静岡県掛川市長)

講演 2 「ごみ改革 ～ダストボックス収集廃止と指定袋の有料化～」

講師：馬場弘融 氏(東京都日野市長)

パネルディスカッション 「住民・行政一体となったごみを出さないまちづくり」

コーディネーター：田中 勝 氏(鳥取環境大学教授)

パネリスト：戸塚 進也 氏(静岡県掛川市長)

〃：馬場 弘融 氏(東京都日野市長)

〃：竹内 功 氏(鳥取市長)

〃：松本 昭夫 氏(北栄町長)

<参加者 約 300 名>



●担当:生活環境部 循環型社会推進課 一般廃棄物担当 電話 0857-26-7198

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

一般廃棄物リサイクル等推進支援事業

1 事業の狙い

市町村が新たに取り組む一般廃棄物の減量化・リサイクルのための事業に係る経費を補助し、事業の立ち上げを支援する。

2 事業内容

一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に資する事業(一般廃棄物の排出量の削減又は資源化の促進が量的に具体的に見込まれるものとして、新たに取り組まれる事業に限る。)を実施する市町村に次の内容の補助金を交付する。

1. 補助率 1/2
2. 補助限度額 500 千円

平成 20 年度の実績

補助実績 なし。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 一般廃棄物担当 電話 0857-26-7198

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

廃棄物優良事業者支援事業

1 事業の背景・目的

産業廃棄物処理業者を対象に法令の重要事項などに関する実践的な研修を行い、処理業者の自主管理体制の充実を図るとともに、排出事業者に対し、産業廃棄物処理のルールや役割等を説明し、排出事業者責任に関する理解を深める。

また、廃棄物の適正処理及び 4 つの R の推進に功績のあった者を表彰するとともに、企業及び県民の意識高揚を図る。

2 事業内容

1. 廃棄物処理業者実務研修会

廃棄物処理業者の実務担当者に対し、廃棄物に関する地域や新しい情報を提供するために県内各地域で研修会を実施する。

2. 循環型社会功労者等表彰制度

(1) 鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰

被表彰者

ア 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する取組であって、顕著な功績が認められる廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者等

イ その他廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し社会的貢献が顕著であると認められる団体又は個人

(2) 循環型社会形成功労者等環境大臣表彰、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰等の国関係の表彰制度に対し、県が推薦する。

平成 20 年度の実績

次の者を循環型社会推進功労者として知事表彰した。

1. 倉吉環境事業有限会社

(県中部市町の家庭や飲食店などから排出される廃食用油をリサイクルするシステムを構築するなど循環型社会の推進に貢献した功績による)

2. 長谷川武司

(「鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会」会長、「とっとり環境ネットワーク 4R 推進グループ」コーディネーター、「西部地域ノーレジ袋推進協議会」会長としての活動を通じ、ごみ減量化、地球温暖化防止の活動をした功績による)

3. 皆生温泉旅館組合

(各旅館から発生する使用済み割り箸、廃食用油を回収し、製紙原料、バイオディーゼル燃料として活用するシステムを構築した功績による)

4. 株式会社エコマ商事

(廃プラスチックを原材料としたリサイクル製品「エコマウッド」を製造するとともに、屋上緑化施設など多様な用途開発を行い、県内外で普及活動を図ったり、「ペットボトルキャップを救え」運動を通じ、学校や企業の環境学習の意欲を向上させた功績による)

●研修会担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話 0857-26-7684

●表彰担当: " 一般廃棄物担当 電話 0857-26-7198

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「～表彰制度のご紹介～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45418>

無機性廃棄物からの有用資源の回収と再生利用に関する研究

1 事業の目的・効果

旧岩美鉱山坑廃水処理汚泥及び一般廃棄物の溶融飛灰に含まれる金属類等を分離回収し、有効に活用することにより、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る。

また、民間企業との共同研究として、得られた有用金属回収技術を実証モデルによるコスト評価を行い、事業化に向けた取り組みを行う。

2 事業内容

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理/とりネット/鳥取県公式サイト

【平成 20 年度】

1. 溶融飛灰からの化学抽出法による資源回収技術の確立
2. 旧岩美鉱山の坑廃水処理汚泥からの資源回収の実証試験
3. 溶融飛灰からの資源回収の実証試験
4. 回収した金属資源の再利用法の開発

【平成 21 年度】

1. 金属の分離回収技術の高効率化
2. 回収資源の品質評価と売却先等の調査

平成 20 年度の実績

旧岩美鉱山坑廃水処理汚泥及び一般廃棄物の溶融飛灰に含まれる金属類等を分離回収し、有効に活用することにより、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることを目的として、小型実証施設(写真)において事業化に向けた検討を行った。

- (1) 旧岩美鉱山坑廃水処理汚泥からの金属回収処理技術の実証試験(写真)を行い、金属の分離回収技術の検証を行った。



- (2) 溶融飛灰からの金属分離回収技術の確立のため、実験室レベルでの検討を行った。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 環境化学室 電話 0858-35-5416

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

廃菌床の有効利用に関する研究

1 事業の現状・目的

きのこ菌床栽培からは、使用済みの廃培地(廃菌床)が大量に発生するが、その利用方法は土壌改良材等に限定されている。また、鳥取県では新たにハタケシメジの菌床栽培事業が開始され、今後発生量が増加する廃菌床の処理が課題となっている。

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理/とりネット/鳥取県公式サイト

そのため、廃菌床の有効な資源化方法を評価し技術的な検討を進め、鳥取県特有の資源として利活用していくことが求められている。

2 事業内容

県内で発生する各種の廃菌床の機能性、成分を明らかにし、利活用方法を検討するとともに再生資源としての需要を見越した合理的な循環システムを検討。

【平成 20 年度の調査研究】

1. 有機汚染物質の浄化技術への応用
 - ・廃菌床の酵素活性の評価
2. アルコール等の工業原料化
 - ・廃菌床の糖化技術の開発

平成 20 年度の実績

廃菌床(きのこの菌床栽培から発生する使用済み菌床)の有効な資源化方法を評価し技術的な検討を進め、鳥取県特有の資源として利活用していくことを目的として、廃菌床からエタノール、L-乳酸を生産する技術の開発に取り組んだ。

- (1) 廃菌床(写真)の前処理技術として保管処理技術の検討を行った。



- (2) 糖化技術開発として、酵素糖化法による廃菌床からの単糖の生成条件を確立した。
- (3) 廃菌床からのエタノール生産技術として、遺伝子組み換え細菌を用いたエタノール発酵技術の検討を行った。
- (4) 廃菌床からの L-乳酸生産技術として、廃菌床に有効な L-乳酸発酵技術の検討を行った。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 環境化学室 電話 0858-35-5416

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

農業用廃棄物適正処理の推進

1 背景

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業内容

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理/とりネット/鳥取県公式サイト

1. インターネットによる普及啓発
2. 処理状況調査の実施

平成 20 年度の実績

- 平成 20 年度農業用廃プラスチックの処理状況調査を実施し、県内の処理状況を把握
※H.20 農業用廃プラスチック処理実績(農協間取による)
回収量 4,914m³、リサイクル量 2,862m³、リサイクル率 58.2%
- 農業用廃プラスチックの適正処理を啓発するため、とりネットに啓発パンフレットを掲載

●担当:農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話 0857-26-7415

参考 URL

鳥取県生産振興課の web サイトより
「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

畜産農家環境保全指導事業

1 事業の背景・目的

1. 平成 16 年 11 月「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜ふん尿の適正処理が義務づけられた。
2. 県内の法対象農家の施設整備は終了しているが、周辺の市街化が進行したことで、一時的な不適正取扱や悪臭による苦情が発生している。
3. そこで、本事業は家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による苦情低減とその利用促進を図る。

2 事業内容

1. 農場からの相談又は苦情に対する一般指導の実施
2. 常習的又は悪質な不適切管理の場合の法的措置
3. 排水・臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
4. 環境保全に関する取組を推進するための協議会開催と研修参加等による情報収集とその提供

平成 20 年度の実績

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について、畜産農家に対する指導・助言等を行うとともに、水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を行った。

・法第 4 条に基づく指導・助言	2 件
・苦情に対する一般指導	20 件
・水質・臭気検査	延べ 22 地点

●担当:農林水産部 畜産課 衛生環境係 電話 0857-26-7286

参考 URL

鳥取県畜産課の web サイトより

「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

悪臭防止特別対策事業

1 事業の背景

近年、農地は宅地化され市街地を形成し、採卵養鶏場の堆肥化処理施設から発生する臭気が問題となっている。当該農場は以前より臭気抑制のための施設整備等を実施してきたが、同地域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されたことにより、規制基準を遵守するためのより高度な対応が求められている。

また、近年の飼料高騰などの外的要因で経営が厳しく、県内最大養鶏場として県内養鶏業への影響が大きいことから、その施設整備事業について一部を補助する。

2 事業内容

悪臭防止法に基づく規制地域内の採卵養鶏場が堆肥化施設に消臭装置を整備する経費について、市が補助する場合、当該補助金の1/2を補助する。

平成20年度の実績

鳥取市にある養鶏農場の堆肥発酵施設から発生する悪臭を低減し、周辺住民の生活環境改善と畜産振興を図るために、当該農場の脱臭施設の整備に助成した。

- 1 事業実施主体：株式会社西日本ジェイエイ畜産
(事業実施場所：鳥取市賀露町)
- 2 事業費及び補助金額：事業費実績額 12,734,400 円
(県補助金額 2,899,000 円、市補助金 2,900,000 円)
- 3 事業内容：堆肥発酵施設から発生する臭気を微細噴霧消臭装置に送気し、微細噴霧水を接触させることにより臭気濃度を低減させるシステム一式の整備



●担当：農林水産部 畜産課 衛生環境係 電話 0857-26-7286

参考 URL

鳥取県畜産課の web サイトより

「畜産環境対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27125>

PCB廃棄物処理対策推進事業

1 事業の背景・目的

平成 13 年 6 月に「PCB 廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成 28 年 7 月までに PCB 廃棄物を処理することが義務付けられた。

県内の PCB 廃棄物については、北九州市の拠点的広域処理施設において処理されることとされており、県内の PCB 廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB 廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

1. 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出
2. 鳥取県 PCB 廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・使用中・保管中の PCB 含有電気機器等の実態把握を行う
 - ・PCB 廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
 - ・PCB 廃棄物処理施設への効率的かつ安全な搬入体制を確保する
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る。

平成 20 年度の実績

独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に 10,000 千円を支出

- 保管事業者に対して、保管届出を徹底するとともに、監視指導を実施
- 県内の自家用電気工作物設置事業者、関係団体に対して、PCB 含有の可能性のある機器の適切な管理を要請

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話 0857-26-7684

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「PCB 対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

産業廃棄物処理施設紛争予防事業

1 事業の背景・目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

1. 廃棄物処理施設の許可、届出にあたっての事業者と関係住民との間の意見の調整
2. 廃棄物処理施設の稼働状況に係る報告の公表

平成 20 年度の実績

新規条例手続開始件数 8 件

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話 0857-26-7684

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより
「処理業等の許可申請・届出」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28363>

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

環境美化対策推進事業

1 事業の背景・目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。

ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業内容

1. 環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9 月及び 10 月)中に開催される各種イベント会場や人通りの多い駅周辺等で啓発活動を実施する。

2. 環境美化の促進について広報

広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施する。



境港シーサイドクリーンアップ活動
(環境美化推進月間)

平成 20 年度の実績

1 環境美化キャンペーン

以下のイベントで啓発用のぼりの設置、啓発グッズを配布し、環境美化、ポイ捨て禁止の呼びかけを実施

○H20.10.18 第 40 回花と緑のフェア

(場所:湖山池公園休養ゾーン[鳥取市])

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理/とリネット/鳥取県公式サイト

- H20.11.8～9 平成 20 年度食のみやこ鳥取県フェスタ
(場所: コカ・コーラウエストスポーツパーク[鳥取市])
- H20.11.16 リファーレンいなばエコフェスタ in 2008
(場所: リファーレンいなば[鳥取市])

2 各種広報

- 県内主要駅広告塔(JR 鳥取駅、倉吉駅、米子駅)
掲載期間: 9 月 1 日から 10 月 31 日まで
- 県ホームページ掲載(県内の清掃活動一覧)
掲載期間: 9 月 1 日から 10 月 31 日まで



●担当: 生活環境部 循環型社会推進課 一般廃棄物担当 電話 0857-26-7198

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより
「環境美化の推進」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

不法投棄・海岸漂着廃棄物処理事業

1 事業の背景・目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物や海岸に漂着した廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理することで、環境の保全と美化を図る。

2 事業内容

1. 不法投棄廃棄物処理事業
私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率: 1/2)
2. 海岸漂着廃棄物処理事業
海岸の漂着物・海浜地の廃棄物の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率: 1/2)

平成 20 年度の実績

次のとおり補助金を支出

- 不法投棄廃棄物処理事業 5 市町村 10,668 千円
- 海岸漂着廃棄物処理事業 6 市町村 5,763 千円

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話 0857-26-7684

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

廃棄物不法投棄対策強化事業

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 背景、現状、及び課題

1. 不法投棄の発見件数は、平成 13 年度をピークに減少傾向に転じていたが、平成 17 年度からは再び増加傾向にあり、生活ごみ、不要家電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約 7 割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。
2. 地域住民全体で「不法投棄を許さない環境づくり」を目指す活動と不法投棄を拡大・再発させないための早期撤去及び継続的な現場監視・パトロールが必要である。

3 事業の内容

1. 本庁への警察官、各総合事務所への警察官 OB の配置
平成 12 年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官 1 名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官 OB を各 1 名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。
2. 不法投棄 24 時間監視カメラと無人警報装置の設置
県内の不法投棄多発地帯に無人監視カメラ 6 機、対人センサー付き無人警報装置 8 機を設置、稼働中。
3. 普及・啓発活動
 - ・自治体、住民、地域自主防犯団体、産業廃棄物協会等との合同パトロールを実施。
 - ・防災ヘリコプターによる大規模案件の監視。
 - ・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
4. 各種媒体を活用した広報の実施

平成 20 年度の実績

<監視活動の概要>

- (1) 不法投棄の新規発見件数: 225 件、撤去件数 230 件
- (2) 野外焼却発見指導件数: 31 件
- (3) 環境月間、不法投棄防止強化月間の活動
 - ・海上パトロール 6/19、10/3
 - ・スカイパトロール 10/7
 - ・合同検問 10/17(廃棄物運搬車両の内容確認)

2. 1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理/とりネット/鳥取県公式サイト

- 県、市、警察等による合同パトロール

6/13、10/23(東部)、6/30、10/21(中部)、6/11、10/20(西部)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話 0857-26-7684

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「不法投棄対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28371>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2. 2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成

ものづくり事業化応援補助金

1 事業の目的・効果

県内中小企業者が新たな製品及び技術の開発による事業化を行うために必要な研究開発に対して補助金を交付。

2 事業内容

【事業調査支援型】

新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査、基礎的、予備的試験、技術の収集等に係る経費の一部を支援

- ・補助率：3分の2以内
- ・補助金上限値：50万円(グループの場合100万円)
- ・補助事業期間：最長12か月間

【事業化実現支援型】

新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術、新製品の研究開発に係る経費の一部を支援

※ 事業化実現支援型は、企業において、事前に市場の検証及び基礎的な調査研究が行われていることが必要です。

- ・補助率：3分の2以内
- ・補助金上限値：300万円(グループの場合500万円)
- ・補助事業期間：最長24か月間

平成20年度の実績

交付決定件数

- 事業調査支援型 2件
- 事業化実現支援型 18件

●担当: 商工労働部 産業振興総室 産学金官連携チーム 電話 0857-26-7242

参考 URL

鳥取県産業振興総室の web サイトより

「ものづくり事業化応援補助金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99773>

リサイクル産業クラスター形成支援事業

1 事業の目的・効果

リサイクル産業クラスターを形成するため、(財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーター

2. 2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成/とリネット/鳥取県公式サイト

ネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 事業内容

(財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

平成 20 年度の実績

1 廃瓦リサイクルクラスター

粒の大きさによって廃瓦を分けることにより、園芸資材や草押さえとして商品化。鳥取県認定グリーン商品として認定。

また、廃瓦のコンクリート二次製品へ取組み、試作と物性試験を実施。安全性を含め商品化を検討。

2 鋳さいリサイクルクラスター

廃鋳物砂の現状を把握し、安全性について試験を実施。同時に他県企業との技術的連携について折衝。

3 生ごみリサイクルクラスター

町参加の生ごみリサイクルシステム(モデル地区での収集・堆肥化・農産物のブランド化による町おこし)の構築に向けプロジェクトの立ち上げ検討。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室 電話 0857-26-7565

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課 web サイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

リサイクル製品普及・販売促進事業

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品の PR を充実させるなどして販売を促進する。

2 事業内容

1. リサイクル製品販売促進事業

(1) リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

2. 県認定グリーン商品普及促進事業

(1) 安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保を図る。

(2) 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の県外展示会出展経費等への補助・後援。

(3) ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展。

3. 溶融スラグ利用促進事業

(1) 県内で製造される溶融スラグの用途拡大を図るため、JIS 規格化されていない用途の検討やモデル事業における安全性の確認を行う。

平成 20 年度の実績

1 リサイクル製品販売促進事業

- 県認定グリーン商品の県外展示会の出展等に助成を行った。
株式会社栄進工業：'08 ワタナベブランドフェア／マリンメッセ福岡
神鋼JFE機器株式会社：エコビルド 2008／東京ビッグサイト

2 県認定グリーン商品普及促進事業

- 鳥取県認定グリーン商品を認定し利用促進を図った。
(20 年度末までの累計：46 業者 106 商品)
- 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の実施事業に助成
県内展示会：「リレー展示」(平成 20 年 6 月 12 日～平成 21 年 2 月 4 日)
「自然エネルギー展」(5 月 30 日～6 月 1 日)
「ビッグシップ地球号エコフェスティバル」(10 月 26 日)
「ノーレジ袋デー in パープル」(11 月 1 日～10 日)
「バイオマスサミット in 米子」(平成 21 年 2 月 5 日)
「環境技術セミナー」(2 月 13 日)
「イオン日吉津店展示」(3 月 14 日～15 日)
県外展示会：「びわ湖環境ビジネスメッセ」(11 月 5 日～7 日)
県外企業訪問：5 社(大阪市、尼崎市、京都市)
- 県認定グリーン商品プレゼンテーションの実施(10 月 26 日)
- 商品紹介パンフレットの作成及びホームページでの PR

3 溶融スラグ利用促進事業

- モデル事業追跡調査:コンクリート二次製品(日南町)、路盤材(伯耆町)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室 電話 0857-26-7564

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

リサイクル技術等開発促進事業

1 事業の背景・目的

リサイクルビジネスを創出するために、企業と大学・試験研究機関等とのマッチングを行い、新技術や新製品の開発・実用化を促進することが必要。

そこで本事業では、リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより循環型社会の形成を促進する。

2 事業内容

1. リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

(1)研究開発分野 700 万円(補助率 2/3)×1 件(特認)

500 万円(補助率 2/3)×2 件

(2)改良分野 300 万円(補助率 2/3)×1 件

(3)分析調査分野 50 万円(補助率 1/3)×2 件

2. 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成/とりネット/鳥取県公式サイト

2. リサイクル産業活性化事業

- (1) 大学や試験研究機関等の保有するリサイクル技術に関する情報を県内企業に提供するための説明会を開催
- (2) 市町村を対象とした県内企業等による生ごみ等のリサイクル技術のプレゼンテーションを開催
- (3) 大学や試験研究機関等と連携して県内企業等とのネットワーク(クラスター)を形成

平成 20 年度の実績

リサイクル技術・製品実用化事業

リサイクル関連企業と大学等の共同研究 2 件(うち継続 2 件)に対して助成。

<助成事例>

○平成 19 年度採択事業(継続)

- ・ 竹林整備などで発生する竹廃材の活用事業((有)中本産業)
- ・ 不用な地域材を再利用した道路緑化装置(植栽柵)の開発(鳥取県造園協同組合)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室 電話 0857-26-7565

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課 web サイトより

「リサイクル技術や製品の開発支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

環境産業整備促進事業

1 事業の背景・目的

県内の産業廃棄物の再生利用・減量化率は 94.8%、95.9%(H16、17 調査)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

2 事業内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○ 融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で 1 億円まで(特認 2.8 億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10 年以内(うち据置 2 年以内)
	貸付利率	1.95%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年 0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

平成 20 年度の実績

融資案件 なし。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室 電話 0857-26-7565

参考 URL

鳥取県循環型社会推進課の web サイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30489>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.3 水、大気、土壌環境の保全

水質汚濁防止対策事業

1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

1. 事業場排水調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水水質を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

2. 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施。

平成 20 年度の実績

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査、排水水質の調査、改善指導を行った。

立入検査状況(平成 20 年度)

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査事業場 延件数	排水調査事業場 延件数	違反事業場 件数	改善指導延 件数	改善命令 件数
319	149	3	13	0

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

天神川流域下水道事業

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 背景、現状、及び課題

2.3 水、大気、土壌環境の保全/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 昭和 40 年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和 46 年度から調査を開始、昭和 48 年度から事業を行い、昭和 59 年 1 月 20 日供用を開始した。
2. 汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は 10 万 m³/日であり、現在 3.2 万 m³/日の処理能力を有している。また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成 9 年度に全て(延長 28.6km)完了している。
3. 人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、また、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計画を策定することが必要となっている。

3 事業の内容

1. 水質保全下水道事業
 - 水処理施設改築
2. 資源循環形成下水道事業
 - 汚泥棟・送風機棟電源設備改築
3. 地震対策下水道事業
 - 幹線人孔改築

平成 20 年度の実績

1 下水道事業

- 水処理設備改築 1 式
 - ※ 老朽化した機械・電気設備の更新により、安定した水処理能力を確保した。
- 電源設備改築 1 式
 - ※ 老朽化した無停電電源設備、制御監視装置等の更新により、施設の健全性を確保した。

2 下水道防災事業

- 幹線人孔改築 1 式
 - ※ 硫化水素の影響による内部コンクリートの腐食が見られたマンホールについて更生工事を行い、安全性を確保した。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話 0857-26-7402

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34535>

合併処理浄化槽設置推進事業

1 事業の目的

公共用水域及び生活環境の保全を図るため、市町村や県民への普及啓発を行い、合併処理浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

2 背景、現状、及び課題

1. 県内の法定検査(11 条検査)受検率が低迷している中、平成 17 年度の浄化槽法改正により、未受検者への罰則(30 万円以下の過料)が規定され、都道府県知事の指導監督権限が強化された。

2. 法定検査(浄化槽法第 11 条)の項目及び内容の見直しを図るなど、より効率的かつ公平性のある検査体制を構築する。
3. 市町村に対し、浄化槽業務の一部権限の移譲を円滑に進める。

3 事業の内容

1. 浄化槽維持管理指導
 - 法定検査未受検者に対する指導及び監督
 - 新設者への維持管理指導及び啓発
2. 浄化槽水質測定業務
 - 浄化槽法第 53 条に基づく立入検査

平成 20 年度の実績

1. 維持管理実施率
浄化槽法に基づき保守点検等の実施率は次のとおりであった。
 - (1) 保守点検…………… 68.1%
 - (2) 清掃…………… 41.5%
 - (3) 定期検査…………… 43.4%
2. 第 11 条検査未受検者への指導
 - 浄化槽法第 11 条に規定されている定期検査を受検しなかった者に対し、指導通知 10,125 通の発出などによる指導を行った。
3. 管理者への指導
 - 法定検査結果、苦情等に基づき、浄化槽管理者等に対して 104 件の指導、21 件の立入検査を行った。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話 0857-26-7402

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「浄化槽法の改正」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34540>

農業集落排水事業

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 背景、現状、及び課題

1. 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和 57 年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成 19 年度までに 18 市町村で実施されている。
2. 鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成 18 年度末で 84.5%となっており、全国平均の 82.4%を上回っている。
3. 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

3 事業内容

1. 汚水処理施設の整備

2. 管路施設の整備 など

平成 20 年度の実績

本県の汚水処理人口普及状況は、平成 20 年度末で 88.9%となっており、全国平均の 84.8%を上回っている。

- 汚水処理施設の整備 1 箇所
- 管路施設の整備 5.3km など

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話 0857-26-7401

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

水道水源等監視指導事業

1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2 事業内容

1. 水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
2. 水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。
3. 「鳥取県水道水質管理計画」に基づき、「水質管理目標設定項目」について、県下 11 地点(水道水源)の測定結果をとりまとめる。

平成 20 年度の実績

- 1 県内 167 施設(全施設数 217)に対し、指導を行った。
- 2 水質基準項目「鉛」、「ホルムアルデヒド」について分析機関の精度管理を実施した(参加 8 機関)。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話 0857-26-7401

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「水道」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

アラム藻場造成事業

1 背景

平成 11 年度に鳥取県沿岸の藻場分布調査を実施した結果、藻場は減少傾向にあり、また同年に漁業者を対象にしたアンケート調査でも半数以上が減少したと回答している。

減少の原因解明は困難であるが、アラメ移植により藻場が回復することがわかっており、回復あるいは現状維持が可能である。

2 事業内容

減少傾向にある鳥取県沿岸の藻場の回復を図るため、平成 16 年に策定した「藻場造成アクションプログラム」に基づき、県内各地でアラメの移植を実施中(平成 16～20 年度)

【事業内容】(16～20 年度)

1. アラメ種苗生産(鳥取県栽培漁業協会に委託)
移植用アラメ苗(種苗)の生産
2. アラメ藻場造成(鳥取県栽培漁業協会に委託)
沿岸 5 箇所でのアラメ移植
3. 藻場造成実践活動助成(漁業者、NPO 等)
漁業者・NPO 等が実施する藻場造成・調査活動等に対し補助金を交付

平成 20 年度の実績

1. アラメ・クロメ種苗生産
移植用アラメ苗(種苗)を生産
(アラメ株縄 51m、アラメプレート 160 枚、クロメ株縄 30m、クロメプレート 40 枚)
2. アラメ藻場造成
沿岸 3 箇所アラメ移植を実施(浦富海岸、福部海岸、赤碕港)
3. 藻場造成実践活動助成(漁業者、NPO 等)
藻場造成・調査活動等を実施する 4 団体に補助金を交付
(鳥取県漁協浜村支所、鳥取県漁協網代港支所、鳥取県漁協酒津支所、鳥取県磯場環境ネットワーク)
4. アラメ移植後の経過調査
アラメ移植後の経過調査を浦富海岸で実施

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課 漁業振興担当 電話 0857-26-7317

参考 URL

鳥取県水産課の web サイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

漁港水域環境保全対策事業

1 事業の目的

淀江漁港内の水質改善を行なうことにより衛生的な漁港環境の確保及び魚価の向上に寄与する。

2 事業内容

【全体計画】

- (1) 堆積した汚泥のしゅんせつ
- (2) 漁港背後からの排水が、淀江漁港内に流入することを防ぐための水路付替え



淀江漁港

平成 20 年度の実績

堆積した汚泥のしゅんせつ工事に着手

●担当: 県土整備部 空港港湾課 漁港・漁場係 電話 0857-26-7311

参考 URL

鳥取県空港港湾課の web サイトより
「空港港湾課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

大気汚染防止対策事業

1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 背景、現状、及び課題

1. 県内の大気環境は、オキシダントを除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄である。
2. オキシダント対策を進めるため、揮発性有機化合物(VOC)等の排出抑制が求められている。

3 事業内容

1. ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

2. 環境汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○ 測定局：鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所

また、全国的に健康被害が発生し問題となっている光化学オキシダントについて、県内の実態を把握するため、これまで測定を行っていない地点で調査を実施する。

○ 測定地点数：5地点

○ 測定時期：高濃度となる4月～6月

3. 自動車排出ガス汚染調査事業

大気汚染防止法に基づき、自動車排出ガス測定局において、一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等について、連続測定を実施。

○ 測定局：栄町交差点(鳥取市)、米子市役所前(米子市)

4. 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち19物質について環境中の濃度を調査。

○ 調査地点：鳥取保健所、栄町交差点(鳥取市)、米子保健所、米子市役所前(米子市)

○ 頻度：月1回(24時間連続採取)

平成20年度の実績

1 ばい煙調査事業

平成20年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,073施設、揮発性有機化合物排出施設4施設、一般粉じん発生施設263施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ200施設に立入りするとともに、排出ガスの調査を行った。

表 煙道中排ガス測定(行政検査)状況(平成20年度)

	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数
ボイラー	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0
廃棄物焼却炉	0	0	8	0	8	0	1	0	8	0

2 環境汚染物質調査事業及び自動車排出ガス汚染調査事業

大気汚染防止法に基づき、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施した。

その結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成した。

光化学オキシダントは環境基準を達成しなかった。なお、光化学オキシダントについては、全国の一般局における環境基準達成率が0.1%(平成19年度)と、依然として低い水準にある。

【測定局】

- ・ 一般環境大気測定局：鳥取保健所(鳥取市)、倉吉保健所(倉吉市)、米子保健所(米子市)
- ・ 自動車排ガス測定局：栄町交差点(鳥取市)、米子市役所前(米子市)

3 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、優先取組物質(有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高く対策の優先度の高いもの)について、平成10年3月から順次モニタリングを行っており、平成20年度は優先取組物質19物質について調査した。

その結果、環境基準及び指針値が設定されている物質については、環境基準及び指針値を超える値は観測されなかった。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

石綿飛散防止対策事業

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 背景、現状、及び課題

1. 平成 17 年 6 月、(株)クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
2. 石綿は、日本国内で約 1,000 万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
3. 国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
4. 鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年 10 月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を制定した。また、不適正な解体等工事を防止するため、平成 20 年 3 月、同条例を改正した(平成 20 年 10 月施行)。

3 事業の内容

1. 建築物における石綿の適正管理
吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。
2. 建築物の適正な解体等
石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。また、工事現場周辺において、大気中の粉じん濃度測定を行い、飛散状況を確認。
3. 環境中濃度の調査
環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

平成 20 年度の実績

1. 建築物及び解体等工事に対する指導
石綿が使用されている建築物及び解体等工事現場に立ち入りし、建築物における石綿の適正管理、解体等工事における石綿の飛散防止措置の徹底等を指導した。
2. 環境中濃度の調査
環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、県内 3 地点で調査を実施した。全ての地点において平成 20 年に環境省が実施した全国調査の平均値以下であり、また、大気汚染防止法に定める石綿製品等製造工場の敷地境界における濃度基準を大幅に下回るものであった。

【調査地点】

鳥取市、倉吉市及び米子市内各 1 地点 計 3 地点

(平成 20 年度の調査結果:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=120096>)

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

騒音・振動・悪臭防止対策事業

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 背景、現状、及び課題

依然として県民からの騒音、悪臭等に関する苦情が寄せられている。

3 事業の内容

1. 騒音防止対策
騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを検討。
2. 自動車騒音常時監視
3. 航空機騒音調査
 - ・鳥取空港周辺調査(3 地点:2 回/年)
 - ・美保飛行場周辺調査(3 地点:4 回/年、1 地点:通年)
4. 振動防止対策
振動規制法の事務に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを検討。
5. 悪臭防止対策
悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しの検討及び悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえた規制 22 物質の排出実態調査を行う。

平成 20 年度の実績

騒音の防止、良好な生活環境の維持に資するため、自動車騒音及び航空機騒音の調査を実施した。
また、環境基準の類型当てはめの見直しのため、一般地域における環境騒音調査を実施した。

(参考)平成 21 年 3 月 31 日現在の地域指定状況

騒音規制地域 : 3 市 1 町 1 村(倉吉市、米子市、境港市、八頭町及び日吉津村)

振動規制地域 : 3 市 1 村(倉吉市、米子市、境港市及び日吉津村)

悪臭規制地域 : 3 市 10 町 1 村(鳥取市、若桜町、日野町、日南町及び江府町以外の市町村)

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

磁気分離法による環境水等の浄化に関する研究

1 事業の現状・課題

ノロウイルスは、人の体内で増殖し、し尿を通じて体外へ排出される。しかし、現状の排水処理技術では、十分に除去されないままに環境中に排出され、河川水、海水等の汚染に繋がっていることが指摘されている。そしてカキ等二枚貝へ濃縮され、人の食中毒、感染症の原因となっている。

2 事業内容

本研究では、水中の汚濁物質を高速かつ大量に処理することができ、かつ、物理的処理のため、化学薬品の使用を削減できる磁気分離法の特徴を生かし、現在の水処理技術で除去が困難な病原性細菌、ウイルス等の除去技術又は検査技術への応用を図る。

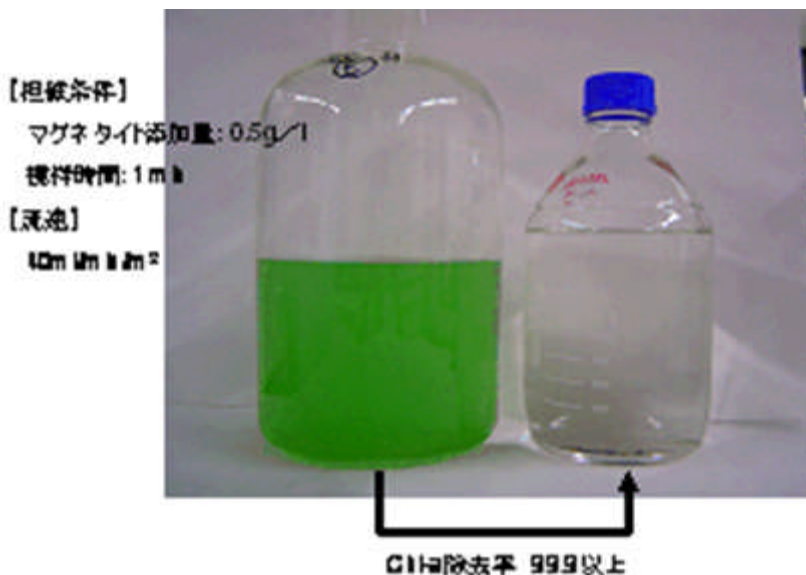
【平成 20 年度の調査研究】

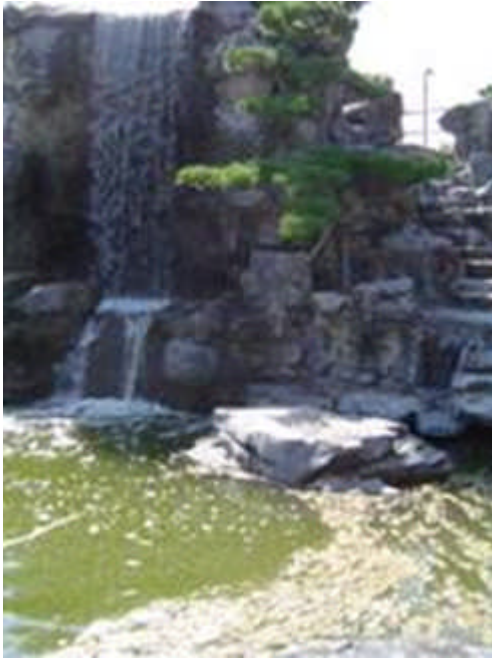
1. 排水等の浄化技術への応用
 - (1) 実排水を用いた細菌・ウイルス除去試験
 - (2) 吸着材の再生方法の開発
2. 細菌・ウイルス検査の前処理への応用
 - (1) ウイルス再誘出条件の開発
 - (2) PCR 試験法の適用性の評価

平成 20 年度の実績

化学薬品の使用を削減できる磁気分離法の特徴を生かし、湖沼の浄化技術や水処理技術で除去が困難な病原性細菌、ウイルス等の除去技術の検討を行った。

- (1) 磁気分離装置を使用し藻類の除去試験を行った。(写真)





- (2) 磁気分離法は、比較的小規模の池等で発生する藻類に対する除去技術として有効であることを確認した。
- (3) ウイルスの除去については、吸着材として水酸化アパタイトを検討した結果、水中のノロウイルスに対して、99%以上の高い除去率が得られた。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 環境化学室 電話 0858-35-5416

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

旧岩美鉱山・旧太宝鉱山 鉱害防止事業

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2 事業内容

- 1. 旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- 2. 旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

平成 20 年度の実績

- 1 旧岩美鉱山の坑廃水処理を継続して実施した
(事業の委託先:岩美町、岩美町から岩美町鉱害防止協会に再委託)。
- 2 旧太宝鉱山の坑廃水処理事業に対し処理費用の補助を行った。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

水・大気環境課の web サイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

土壌汚染防止対策事業

1 事業の目的

土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業内容

1. 土壌汚染状況調査の報告の受理
2. 土壌汚染状況調査の命令
3. 土壌汚染に係る指定区域の指定
4. 土壌汚染による健康被害の防止措置の命令
5. 地下水モニタリングの実施

平成 20 年度の実績

平成 14 年度に確認された智頭町智頭地内のトリクロロエチレン地下水汚染について、継続してモニタリングを実施した。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

水・大気環境課の web サイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理

環境汚染化学物質対策事業

1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。

また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 背景、現状、及び課題

1. 近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
2. 特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の内容

1. ダイオキシン類対策事業

(1) 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

- ・ 調査地点: 大気 4 地点、水質・底質 18 地点、地下水 8 地点、土壌 15 地点

(2) 特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

- ・ 検査件数: 排出ガス 20 施設、排水 2 施設

2. 環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

3. 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

平成 20 年度の実績

1 ダイオキシン類対策事業

○ 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、県内における大気・水質・底質・土壌の調査を実施した。その結果、全ての地点で環境基準を達成していた。

(平成 20 年度の調査結果: <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=117688>)

○ 特定施設の立入検査

2. 4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理/とりネット/鳥取県公式サイト

ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条に基づき、特定施設設置事業場への立入検査、排出ガス・排出水中に含まれるダイオキシン類濃度測定を実施した。その結果、3 施設において排出基準超過を確認し、改善指導を行った。

(平成 20 年度の結果:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=117684>)

2 環境ホルモン濃度調査事業

県内全域における環境ホルモン(7 物質)の環境汚染状況を把握するため、公共用水域の水質について調査を実施した。

(平成 20 年度の調査結果:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=118635>)

3 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施した。(環境省委託事業)

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

水・大気環境課 web サイトより

「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課 web サイトより

「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

化学物質管理促進事業

1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表(情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、地域対話を行うことにより、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

2 背景、現状、及び課題

1. 近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
2. 平成 11 年 7 月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。
また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の内容

1. 届出書の受理
PRTR 法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。
未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。
2. 集計結果の公表

2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理/とりネット/鳥取県公式サイト

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

平成 20 年度の実績

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を図り、事業者からの届出について審査を行った。

また、県内の排出状況について取りまとめ、ホームページにより公表した。

（平成 19 年度 PRTR データの概要：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100393>）

●担当：生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

水・大気環境課 web サイトより

「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>